

問題です。一體大阪には橋に二種類あります。公儀橋と町橋で、公儀橋は天神橋・天満橋・難波橋・京橋・野田橋・農人橋・日本橋・高麗橋・本町橋・鳴野橋・長堀橋・備前島橋の十二、その他はすべて町橋である。公儀橋の架換修理は公儀から、町橋の架換修理は橋掛町々からする規定であつたところ、明和六年塚口屋七兵衛の出願を入れて旅籠屋株を許可し、その代り鳴野橋を除いて十一橋の修復を七兵衛にさせた。橋掛町々と云ふのは交通往來の上からその橋の費用を負担する町々のことで、橋詰の兩町は勿論、それに接續した數町をいふので、橋々によつて橋掛町の數が違ひます。心齋橋について申すと、長堀心齋町長堀十町目が南北の橋詰町で、その外北は車町南勘四郎町から本町四丁目五丁目まで十五町、南は銚屋町から菊屋町まで五町、合計二十二町が橋掛町々であつた。出金の比例は橋詰兩町で二分ノ一、残りの二分ノ一は南北の二十町から一割落で出す。西横堀川木綿橋の如きは東西十七町が橋掛町で、西詰吉野屋町が七割、東詰南毛綿町が二割、その他の十五町が一割を負担する。戎橋の如き道頓堀に架した橋はまた特別で、この橋の架換には今宮村外二村法善寺三津寺町外三十町から各餘内銀を出

し、殘額は橋詰の四ツ角屋敷と芝居四軒とで一半を、又菊屋町・木挽南町・同中町・同北町・銚屋町・久左衛門町・宗右衛門町・吉左衛門町及び九郎右衛門町の九町で一半を支辨する。費用の割方は一町の中でも橋に對する位置からして相違がある。標準になる銀額を本掛<sup>オシガキ</sup>といひ、何町は本掛何割落とさめる、之を段落<sup>ダンラク</sup>といふ。その金額を再び間口に割當て、町内から徴收する。その後本堺町・本京橋町・本相生町三町が戎橋の橋掛町となり、一切の入費は四ツ角四町及び芝居矢倉四軒から二分ノ一、他の八町で二分ノ一を負担することになりました。この橋は芝居町へ行く通路であるから、往來も繁く、従つて早く破損する。橋掛町々にとつては中々苦しい。そこで三村一寺三十三町から餘内銀を受けたのです。橋の普請修復に就ては各町甚だ當惑した。人や車の往來が激烈では破損が甚しい。仍て町によつてはなるべく他町の橋を通行するやうに彎曲の度を強くして橋を掛けたといふことです。べか<sup>ベカ</sup>車の橋上通過を禁じたのも橋梁保存の意味から來たものと思はれる。大阪の生命は水ですから橋のことは大阪に大きな關係があるのです。以上で概略三郷の市制について述べた積りですが、誤謬不足

の點は遠慮なく私宛に御注意御助言を願ひたいのであります。諸手鑑、心齋橋修方  
算用一件(寶曆十三年、木綿橋皆造工入用帳明和元年)、道頓堀或橋  
修理入用帳寫(元祿七年)、戎橋普請諸入用割方帳面寫(安永三年)

### 徳川時代の大阪市制 附 録

#### 一 地子銀免除額 (比田氏諸留所載)

先年大坂三郷町中御地子銀高之覺

一古町分御地子高五千石、但八ッ取四千石、此銀八拾貫目、壹石に付貳拾目替之  
積を以毎年上納仕候御事

内

貳千八百七拾六石七斗五升七合

北組

八ッ取貳千三百壹石四斗五合

此銀四拾六貫貳十八匁一分

千四百七石壹斗七升八合

南組

八ッ取千百廿五石七斗四升三合

此銀廿二貫五百十四匁八分

七百拾六石六升四合

天滿

八ッ取五百七十二石八斗五升壹合

此銀十一貫四百五十七匁壹分

一新町分御地子高六千八百八拾三石三斗九升八合壹夕五才但八ッ取四千九百四拾六石七斗壹升八合五夕貳才此銀九拾八貫九百三拾四匁三分七厘四毛壹石に付貳拾目替之積を以每年上納仕候御事

内

貳千四百壹石六斗貳升九合壹夕五才

北組

八ッ取千九百二拾壹石三斗三合三夕貳才

此銀參十八貫四百廿六匁七厘

三千四百五十九石四斗七升七合

南組

八ッ取二千七百六十七石五斗八升一合六夕

此銀五十五貫三百五拾一匁六分三厘二毛

三百廿二石二斗九升二合

天滿

八ッ取二百五十七石八斗三升三合六夕

此銀五貫百五十六匁六分七厘二毛

右之通先年上納仕候處に六十六年已前寛永十一戌年御上洛之刻御赦免被爲成候已上

(元禄十二年)  
卯五月九日

斗代上田三石 中田貳石餘 下田壹石三斗に而御座候

○古町は豊臣時代の町々、新町は元和元年以後の町々を指す

二 大阪釣鐘町鐘銘 (府立博物館蔵)

是歲甲戌之秋以

源左大臣鈞命被獨當地市鄺永代歛租是

天下寛裕之基也人皆抃野展喜悅眉故

依衆評使梟氏新鑄鴻鐘矣

徳川時代の大阪市制附録

曙雲橫東嶺朝撞之祝延

皇帝萬歲皎月懸西山夕擊之祈誓

賢君千期古亦有慶餘則勒金石銘彝鼎

而歡爲太平道矣蓋夫無貴無賤聽鐘

聲者忽降睡魔速破群疑者也

鎔金鍊玉不費鉗鎚

華鯨作形晨昏報之

將軍大樹風不鳴枝

國家父母萬民蒙慈

仁者有勇大明無私

清平世界永護

丹擗一百八聲響通天神地祇

劫石有消日洪音無盡時

寬永十一關逢閏茂季焯吉日

冶工 藤原 家次  
願主町中一結衆等

野釋龍巖叟書

○この鐘今大阪府立博物館の庭園にあり。鑄造の次第は詳に大阪三郷町中御取立承傳記に見ゆ

三 安治川命名の觸書 (川方地方御用覺書所載)

覺

先年被仰付候淀川之新川之名安治川と可申候并兩川端之町之名安治川町與可申候

右之通從江戸被仰下候間<sup>三郷</sup>町中可觸知者也

元祿十一寅六月五日

美濃 玄蕃

<sup>三郷</sup>物年寄中

○美濃は保田美濃守宗郷、玄蕃は松平玄蕃頭忠周なり。この時大阪町奉行三人あり。永見甲斐守重直は在府とす

四 紗綾代銀請取證文 (濱和助氏藏)

紗綾  
さや賣銀に請取申銀子事

合壹貫貳匁四分三厘也

右者北組天滿組南組伏見組四郷へさや六拾八端賣申代銀の内に、南組伏見組の分に慥に請取申候、さや渡候上は此手形は不入儀に候へ共、銀拂方覺に仕度由

寛永拾壹年

戊極月廿九日

よとやケ庵内

律 子(花押)

南組御惣代

九右衛門殿

○淀屋个巻は本姓岡本氏、豪富を以て聞ゆ。四郷にて購入せる紗綾は江戸年頭以上物進上物にあてゝるべし

五 大阪町奉行起請文前書 (江戸幕府職官考所引諸役誓紙前書)

一 今度大阪町奉行被仰付候、彌重公儀御爲第一ニ奉存、御後同儀聊以仕間敷候、相役人者不及申御一門方諸大名諸傍輩ト奉對御爲以惡心申合一味仕間敷事

一 御城代御定番并相役人萬事御用ニ付而相談之刻不殘心底ヲ申出、其上私之不立所存、多分ニ付、御爲能方可仕候、相極候儀陰ニテ何角取沙汰仕間敷事  
附大番頭御加番之面々御目付衆御用之儀相談於有之者、是又御爲能様ニ可申談事

一 大坂町奉行被仰付上者、諸事出入公事等之儀、親子兄弟知音之好又者中惡敷輩タリトイフ共、無依怙最負入念、正路沙汰可仕事

附與力同心并召仕之者共對諸人以御威光非分成儀不申掛萬事不致依怙  
最負候様堅誓詞可申付候、勿論抱候時分致僉儀慥成者可召置事

一大坂町中ヨリ請來候禮物之外、金銀米錢衣類(道脫カ)酒肴等一切受用仕間敷事

一御隱密之儀聊以他言仕間敷事

附以御威光私之奢仕間敷事

一近國并西國筋之面々公儀御仕置疎略之儀承候者無依怙最負急度可致言上  
事

一奉對御爲相奉行ト中惡敷仕間敷事

右條々雖爲一事於致違犯者罰文略

年號月日

老中一人立合之大目付壹人

六 三郷惣年寄起證文前書(永瀬氏手控所載)

一私共惣年寄役相勤候に付、萬事相慎、御威光をかり私之驕毛頭不仕、御爲第一

に存込可相勤事

一町人公事訴訟之儀に付、縱親子兄弟たりといふとも内證ケ間舖差圖らしき  
儀仕間敷事

一諸事御裁許御仕置等之儀、縱先達而御内意承傳候事在之候共、他人者不及申、  
親類仲間之者たりといふとも一言不可漏事

一町人出入之儀、何方より被頼候とも、取持儀不及申、少之口入等仕間舖事

但御意有之候而取扱候儀者各別又者口入不仕候而是不叶儀、茂有之候時  
者、其趣申上可蒙御意事

一町人用有之候而賄之儀は不及申、常々無筋音物等一切受用仕間舖事

一町人々無用之物入非法之課役かけ間敷候、毎年惣會所勘定等明細いたし、町  
々々得心爲仕可申事

一町々々年寄相極候儀、其所之町人一同之願にまかせ、此方々最負之ゑらひ仕間  
舖候

但不届之者、丁人願出候は其段は可申上事

右條々於相背者忝茂

罰文

三郷惣年寄

連名

兩御家老中當

但郷順、見習も同様

七 三郷惣代起證文前書 (永瀬氏覺書手控)

一 公儀之權を以丁人之奢仕間舖事

一 町中より相定之合力之外當座之禮物取申間舖事

一 丁中へ御使に被遣候時依怙最負仕間敷候、親類縁者其外間能者に而御座候節(其カ)惡事御座候者無用捨有躰可申上候、縱最負惡敷者共其遺怙存間敷候、并被仰付候外私存間敷候事

一 對決に罷出候公事人之儀、私共へ御尋之儀御座候者、無依怙有躰可申上候、惣別不被仰付候内、公事様子取沙汰仕間敷事

一 御奉行様御家中衆町方へ御頼候用事御座候者、御爲惡敷事仕間敷候、并御家

中衆え丁人頼候義取沙汰仕間舖事

一 丁人之儀萬事御尋之儀善惡共有躰可申上事

右之條々於相背者忝も

罰文

三郷惣代

連名

兩御家老中當

八 町年寄誓詞 (大黒屋利兵衛新年寄一件所載)

一 札之事

一 私儀年寄役被 仰付奉得其意候、然上は役儀疎略不仕、諸事入念大切に相つとめ可申候御事

一 従先年數度被仰出諸事御法度之條々、并御口上に而被仰渡候趣、每度先年寄より入念寫取丁内に差置候若御書出等寫落、心得がたき御義御座候は、御斷申上、寫取、丁中末々迄奉相守候様に可申付候御事

一御公用出銀丁内丁用之出銀等每度明白に仕置少茂私曲仕間敷丁内之入用銀は打懸申間敷候御事

一丁人公事出入仕出候は、了簡を以隨分下に而取曖相濟公儀之不及御沙汰様常々心掛け可申候、不得止事出入は格別之御義奉存候御事

一丁内之者末々迄常々加憐愍、不痛様に仕置、尤自分奢ケ間敷義毛頭仕間敷候御事

右之條々少茂違背仕間敷候、萬一奢ケ間敷様躰、或は不筋成義脇方御聞被成候は、早速年寄役可被召上候、其時一言之申分仕間敷候、爲後日證文仍如件

文政九戌年七月

南米屋町年寄

大黒屋 利兵衛

南組

惣年寄御中

九 床髮結仲間判形帳前書 (株仲間判形帳前書所載)

覺

一於髮結床喧嘩口論は勿論諸勝負等致間鋪事

一床髮結共牢番致し候儀を申立於床場嵩高不作法等無之様、兼々可相慎事

一床置場所御用之節は不及申、町家之内に差置分も、其町之障有之は、無異儀取除可申事

一髮結床之儀日除雨覆迄之事に付、是迄之通り取拂之心得を以切組置、目立候修復決而不致、尤有來り之間數々不廣、勿論寢泊等堅致間鋪事

一堀江之外前々々髮結床貳百株御免被成置、并在々出口に差置候床株三十、組頭共願上御聞被成下、且又鈴木町金田屋正助請地難波村新建家場へ御免被成候床株五ツ、古株同様被仰付、組頭共相對を以正助(軒カ)譲り受支配仕候に付、右都合貳百三拾五數の外決而髮結床差出申間敷候、尤床譲り渡し并持主借受人宅替印形改、其外床置場所替候節は度毎御斷申上帳面張替可申事



右之通急度相守可申、若前書申上候趣與相違候儀御座候は、床主并借り主組頭共迄如何様之曲事に茂可被仰付候、依而一統連判仕差上申所如件

明和四亥年五月

右は明和四亥年五月髮結床仲間帳面差上候以後、年々床持主借主入替多帳面難見分、此度御改被成右床持主借主名前無相違連判仕差上申候、尤前書之趣急度相守可申候、爲後日依而如件

天明八申年五月

○堀江髮結床二十六株、中ノ島上ノ鼻新築地建家限髮結床一株、東横堀川上ノ口新築地所限髮結床三株、六軒屋新田之内新建家通用髮結床一株の判形帳前書皆上文に同じ

一〇 町内申合 (南組南米屋町)

覺

一御公儀様御法度之儀は不及申、火之元相互に心を付、別而入念可被申事  
一博奕賭之諸勝負、ろくど、穴うち、辻寶引、碁將碁に而も賭物勝負一切不相成候

間銘々は勿論、小兒たり共相愼候様心を付可被申事

一大人子供等無用之川遊び 御法度に候間、急度相愼并丁内に而花火取扱不相成候事

一表借屋附庇店又は附店之出張不相成候、且又軒下溝石之外之積出し物一切相成不申、并軒先家根等に物干植木等置申間鋪候事

一都而淨瑠璃之會碁將碁之席屋、三味線稽古屋、舞師南等之は家貸申間敷候、其外左之商賣人は町中申合に而家貸不申候間、承知可被致事

麩屋 薪屋 炭屋 油屋 鍛冶屋 旅籠屋 居酒屋 酒

煮賣 風呂屋 肝煎 武家方旅宿 豆腐屋 座敷貸

納屋貸 富札屋

右之外丁内に先規有之候同商賣不相成候間、加商賣に被成候共兼而家主之御尋可被成候、若無斷同商賣被成候は、差留可申候事

一攝待盆踊り其外人集致候事一切相成不申事

一用水町内之差出置候間相互に心を付水汲可被申、尤毎年十一月朔日之三月

晦日迄借屋衆中毎夜四ツ時々自身番を順番に出勤可被致候事  
一祭り挑灯町内揃に致相渡候間其手元に而損候は、張替可被成候、尤變宅の節は丁内へ返し可被申事

一名前人は勿論同家人たり共一旦名前差出し候者他所他國へ引越之儀町内に而は爲致不申候、下人別宅之儀は其親元へ送り一札無之候は、人別出し不申事、其外人別出入有之候は、其度每家主へ相斷可被申候事  
一丁内人別に無之人、譬親類たり共宿貸申間鋪候事  
一諸家様方名目銀無據借請度儀有之候は、年寄家主へ相斷相談之上返濟之手當も有之候は、其上借請可被申候事

但諸色諸道具衣類等都而有もの貸し借りも右同様之事

〔二丁内堺筋通格子附住宅の人續貸無用之事〕

右の條々無違失御心得可被成候、且又借屋衆中忘却無之様篤と御申間可被成候 以上

年 寄

大黒屋 利兵衛<sup>㊦</sup>

右之條々儘に承知仕候、銘々共儀は不及申、家内中并借家衆中へ不洩様申間、急度爲相守可申候爲其銘々判形依而如件

天保四年

癸巳六月改

丸屋 伊右衛門<sup>㊦</sup>

○外町人十三名連署あり

右被仰渡候條々逸々承知仕、無違失急度相守可申候爲其銘々印形依而如件

丸屋伊右衛門借家

井上屋吉右衛門<sup>㊦</sup>

○外借家人數十名連署あり

○本書は一冊を原本として町會所に存し、別に本文と諸祝儀式目帳とを併せ寫して各町人に配附したり。表紙裏書に「式目帳諸祝儀之分御一新に付御廢止、猶又切治三年閏十月丁内一統相談之上未消之分相止候事」とありて、町人一統の名を記せり。所謂朱書の分は「」を施して區別せり

一一 紅屋新右衛門家屋敷賣渡證文 (鈴木治兵衛氏藏)

永代賣渡申家敷事

所は北堺町二丁目南かわ面て四間口奥へ貳拾間此銀子貳貫目にうり渡申事  
誠延明白也右之家屋敷出入候は我等罷出あいさはき可申候仍後日之狀如  
件

慶長拾九年

八月五日

へにや

新

右(花押)

古手や

與兵衛殿

同帳切證文 (鈴木治兵衛氏藏)

請取銀子之事

合五拾貳匁五分者

右堺町貳丁目南かわ紅屋新右衛門家面口四間裡町並赤坂貳丁目古手屋與兵  
衛に賣渡代銀貳百目也帳切四拾分壹請取所如件

慶長拾九年

刀八月廿日

安猿寺 孫兵衛印

玄岡 庄 大印

口入堺町貳丁目

京屋市右衛門(花押)

年寄

布屋 仁 介(花押)

拾人組

圓屋 壽 齋(花押)

賣主

紅屋新右衛門(花押)

かゝ主

與兵衛

○安養寺玄阿兩人は恐くは豊臣氏配下の吏員ならん。拾人組の三字注日すべし

中田彌四郎家屋敷賣渡證文 (濱和助氏藏)

永代賣渡申家屋敷之事

右之家屋敷者本町貳丁目つきぬけより西南かわ北面貳間半口うらゑは廿間、  
但右左のなみ也屋敷の銀子壹貫四百目に油屋二右衛門殿へ賣渡申候處明白  
實正也若於此屋敷に這亂於在之に者我等罷出相さはさ可申候、仍爲後日證文  
如件

元和貳年

霜月二日

中田彌四郎(花押)

あふらや

二右衛門殿參

同帳切證文 (濱和助氏藏)

うけ取帳切銀子之事

合三拾五匁也 (印)

本町貳丁目南かわ中田彌四郎家屋敷表貳間半浦へ町次銀子壹貫四百目に油  
屋仁右衛門方へ賣渡之由此四拾分一體にうけ取所實正也

元和三巳ノ霜月七日

村 五兵衛 (印)

寺 庄 右 (印)

山 九 太 (印)

長濱屋妙善家屋敷賣渡證文 (濱和助氏藏)

永代 係いたい 賣 渡 家 屋敷 敷 事  
 右 家の 敷 本 町 地 二 丁目 北 側 表 間 半 口 裏  
 み きの い え や し き は ほん ま 地 二 丁目 北 側 表 間 半 口 裏  
 わ ま ち な み ひ か し と な り わ なら 屋 敷 意 西 隣 間 半 口 裏  
 の 代 物 し ろ か ね 一 貫 三 百 目 に うち 渡 した 事 明 白 証 書 出 揃  
 い 係 にお いて も し 違 亂 妨 御 取 立 承 傳 記 所 載 元 和 六 年 十 月 帳 切 銀 請 取 證 文 により 誤 謬 なる こと 明  
 へ 候 よ つ て こ じ ち の た め に うち 渡 した 事 明 白 証 書 出 揃 候 こと 如 此  
 元 和 八 年 四 月 十 九 日 けん わ

め 妙 善 花押

いつみや

太 兵 衛 花押

ならや

こういさま参る

同帳切證文 (濱和助氏藏)

本町二丁目北輪長濱屋妙善家屋敷之事、表壹間半裏へ貳拾間之所、年寄中以宰  
 判永代買取由心得候者也

元和九癸亥

十二月十九日

久 忠 左 印

島 清 左 印

奈良屋

紅 意

○久忠左は東町奉行久貝忠左衛門正俊(因幡守)烏清左は同西町奉行烏田清左衛門  
 直時(越前守)なり。諸書に水野河内守正信を東町奉行第一とす。本文書及び大阪  
 三郷町中御取立承傳記所載元和六年十月帳切銀請取證文により誤謬なること明  
 徳川時代の大阪市制附録

かなり

志水久古家屋敷賣渡證文 (鈴木治兵衛氏藏)

永代賣渡し申家屋敷之事

合壹ヶ所者 今橋貳丁目地口九間うち拾九間中  
南かわ西となり吉文字屋九郎兵衛東者堺通之角家也

右之家屋布銀子參拾四貫目に永代賣渡し申所實正明白也右之家屋敷に少も  
相違在間敷候其爲永代賣間狀如件 (券)

戊寬永拾五年

寅九月二十八日

志水久古(花押)

紙屋

次兵衛殿參

同帳切證文 (鈴木治兵衛氏藏)

帳切

今橋貳丁目かぢ久古家屋敷表九間口裏え貳拾間之所銀子參拾四貫匁に紙屋  
次兵衛被買取所實正也二十分一之銀子壹貫七百目町へ請取候也

寬永十六年卯十二月二日

今橋貳丁目惣中廻

紙屋

次兵衛殿

一二 順慶町四丁目水帳奥書

右者文政年中御改以後年久敷罷成年々割家其外町人入替り多帳面難見分此  
度御改被下候處以前御改之間敷相違無御座候に付只今は家主共名判仕差上  
申候尤先年御改之奥書前に書記御座候爲後日仍如件

安政三丙辰年五月

徳川時代の大阪市制附録

順慶町四丁目

年寄

三宅意安<sup>印</sup>

月行司

播磨屋他兵衛<sup>印</sup>

同

綿屋豊七<sup>印</sup>

朝岡助之丞殿

荻野七左衛門殿

磯矢頼母殿

丹羽欣次郎殿

内山彦次郎殿

成瀬九郎左衛門殿

勝部與一郎殿

山本善之助殿

○右奥書の外本書には明暦元年五月廿八日・元祿七年十月・享保十一年四月・寶曆三年十月・安永七年十二月・寛政十年五月・文化十二年五月・文政八年十一月の奥書を載すと雖も、大同小異なるを以て略す。本書張紙中最も遅きは明治十二年十二月十八日の日付あり。安政以後引續き使用せるものなるを知るべし

一三 家持借家宗旨人別帳前書 (南組南米屋町)

差上申證文之事

一切支丹宗門之事

一博奕諸勝負之事

一傾城之外遊女之事

附若衆を抱置遊女同前に賣候事

右之通従前々堅御法度之趣被仰付承知仕候家持之儀は不及申借屋店かり借地之者并下人下女等迄毎月町中不殘穿鑿仕、宗旨手形取置、不審成者無御座候、若以來御法度之宗門之者并あやしきもの御座候は、早速可申上候、乍存知隠

置候由相知れ候は、何様にも曲事可被仰付候爲後日仍如件

慶應三丁卯年

十月朔日

右三ヶ條之趣堅相守火之元無油斷入念可申候、猶又人別之儀は此度宗旨手形差出候通相違無御座候、右之外人下女は勿論無人別之者さし置申間鋪候、尤縁附生死其度毎相斷可申事

一名前人は勿論同家人たりとも、一旦名前差出候者、他領引越之儀は、慥成請人

連印證文取置願上、御聞届之上、引越可申事

一座敷貸納屋貸等一切致間鋪事

一同家人引取度旨申出候は、於家主方諸懸り合有無相糺候上、家主同家主同

家人同道に而年寄方之罷出、同家に相成候始末申聞、得心之上、引取可申事

一下人別宅下女縁附致候節は、其親元所役人之人別送り一札取之候上、而人

別差出可申、若送り一札無之候は、決而人別差出申間鋪事

一借屋貸附方之儀は親類請證文并家請人證文取置家貸可申候事

右之通町中申合、家持は勿論借屋中迄銘々慥に致承知候爲後日判形仍如件

慶應三丁卯年

十月朔日

西門徒攝州箕輪村

大坂南組南米屋町年寄

如來寺

丸屋

伊右衛門

伊右衛門

女房えい

悴伊兵衛

同利三郎

孫勝次郎

娘まつ

下人茂肋

同条吉

下女せき



○以下略ス

一四 宗旨手形

宗旨手形之事 (諸宗旨寺々判形帳所載)

一何町何屋何右衛門同女房同子何兵衛下人何右衛門下女何以上何人何宗拙  
僧且那に而御座候切支丹之儀は不及申ころひに而も無之候若宗旨之儀に  
付脇訴人有之而彼者切支丹宗門に相究候は、御公儀を罷出拙僧は不及  
申五人組共越度に可相成候爲後日寺請狀仍如件  
年號月日

何宗何町

何 寺印判  
何 寺無判  
何 寺無判  
何 寺無判

何町何丁目何屋

何右衛門殿

右五人組

何 寺無判

家持は年寄之

借屋者は家主之

宛所 年寄は月行司之

下人下女は主人之此内

年寄之下人下女之寺請  
狀は年行司之預り可置

宗旨請狀

一長堀橋通り壹丁目寺内清兵衛借家

吉村嘉兵衛

當申五十二才

女房 せい

〃 五十才

姉 とみ

〃 五十九才

三人

眞宗西本願寺下當寺檀那に紛無御座候以上

明治五申年

五月

友 井

正 善 寺

家主

寺田清兵衛殿

一五 卷控

元禄十二年卯七月朔日  
同壬九月晦日迄毎月連判之證文 御池通五丁目

指上ケ申證文之事

一切支丹宗門之事

一博奕諸勝負之事

一傾城町之外遊女之事

附り若衆を抱置遊女同前に賣候事

右之通前々々堅御法度之趣被仰付承知仕候家持之儀は不及申に借屋店かり  
借地之者并下人下女等迄毎月町中不殘穿鑿仕宗旨手形取置不審成者無御座  
候若以來御法度之宗門者并あやしきもの御座候は早速可申上候乍存知隱置  
候由相知候は何様にも曲事に可被仰付候爲後日仍如件

堀江御池通五丁目年寄他町持

新淡路町に住宅山崎屋

閏九月 九月 八月 六郎兵衛

元祿十貳卯年七月朔日

五人組月行司家主鹽屋太助は

本町壹丁目に住宅

家守 井筒屋

⑩ ⑩ ⑩ 長左衛門 ⑩

○外町人貳拾三人連署あり

家役合貳拾四役半内壹役年寄屋敷無役

内

貳軒は他國持

五軒は他所持内三人家守有

拾七軒半は他町持内貳人家守有

借屋店かり借地之者五百六拾貳人内男貳百七拾四人女貳百八拾八人

下人下女七拾七人内男貳拾貳人女五拾五人

總人數合六百四拾四人内男三百壹人女三百四拾三人

御池通五丁目年寄山崎屋

六郎兵衛 ⑩

月行司薩摩屋

八三郎 ⑩

同 高知屋

庄左衛門 ⑩

御番所

○卷は毎年十月より翌年九月まで月々捺印し、その十月を以て町奉行所に上るものなれども、御池通五丁目は堀江新地の一にして、元祿十二年七月始めて卷を作るに至りしなり。姓名の下にある捺印は七月分なり

一六 家質證文 (南組木挽町南之町家質帳所載)

貳役

利銀壹ヶ月

一銀三拾六貫目

百九匁八分

徳川時代の大阪市制附録

右家屋敷表口六間裏行貳拾間并梁行貳間桁行六間之本戸前附土藏壹ヶ所南隣は佛具屋嘉兵衛北隣は田邊屋仁兵衛也右家敷土藏共總建家不殘有姿之儘當七月來戊六月迄

嘉永貳酉年七月廿六日

平野屋永作

五人組

美濃屋庄兵衛

同

佛具屋嘉兵衛

田邊屋仁兵衛家守

同

榊屋利兵衛

河内屋又兵衛家守

同

嘉永三戌年正月十九日  
返濟

播磨屋源兵衛  
年寄

三雲屋庄助

天滿拾丁目吉野屋九右衛門同家

吉野屋良三郎殿

○本證書は町會所に於ける控なれば全文を存せず且つ返濟の月日を記入せり

一七 川凌冥加金差紙

覺

一金八兩

銀九匁八分

右者川凌冥加金當亥正月より同四月迄之月割金高三千三百拾七兩之割也來ル十四日五ツ時丁代可有持參候以上

亥二月

南組惣會所⑩

〔裏書〕

廿四<sup>印</sup>

表書之通受取候

十四日

惣 會 所(割印)

一八 南米屋町八朔禮銀覺 (文政三年同町集銀帳)

辰八朔御禮銀覺

- 一八 八分六分 兩御奉行様へ白銀壹兩宛
- 一八 八分 東西御家老様へ白銀貳匁つゝ四封
- 一拾六分 同地方御與力衆八人様貳匁つゝ
- 一拾四分 同寺社方御與力衆七人様へ貳匁つゝ
- 一貳十四匁 吟味方目安方廿四人様壹匁つゝ四丁組當番
- 一三匁 吟味方御同心衆五つ分四丁組右同斷

- 一拾六匁 寺社地方御同心衆へ壹匁つゝ五丁組當番
- 一貳拾匁 筆頭組頭廿人揃へ貳丁組當番白銀丁へ
- 一四匁 町御目附様貳匁つゝ
- 一八分六分九厘 御調方上下十人様へ五丁組割方當番白銀町
- 一八分七分七厘 川方上下十四人様六丁組當番石灰町當八朔方以來九匁貳分七厘に成る
- 一六分七分五厘 書役拾貳人様へ四丁組當番白銀丁
- 一三匁 安井九兵衛殿
- 一拾匁 惣年寄衆二匁つゝ五つ
- 一拾貳匁 惣代中へ
- 一九匁 若者中へ
- 一五匁三分 小使中へ
- 一貳匁 會所守幸兵衛へ
- 一六匁 物書三人石幸粕谷横田貳匁つゝ

- 一三匁 物書介役筆工壹匁五分つゝ
- 一貳匁 藤井之
- 一四匁三分 同所へ下宿料
- 一貳匁 同所内義へ
- 一貳匁 同所へ丁代分
- 一三匁 寫物料
- 一三匁 東西小使へ
- 一三匁 東西下宿近九へ壹匁五分つゝ
- 一壹匁 河清へ
- 一壹匁八分 東西溜り茶場へ百文つゝ
- 一九匁四分 小玉打井かけ込欠
- 一貳匁六分五厘 杉原のし代
- 一七分 大らうそく代
- 一四匁六分五厘 駕籠代

總銀、貳百廿七匁六分壹厘  
右拾七役にわり

壹役に付拾三匁四分四厘つゝ

○年頭の證銀之に同じ、南米屋町は合計二十役にして、年寄屋敷一役會所屋敷一役は無役、別に町中持屋敷一役分は町中一統にて負擔す

史學研究會講演集第一冊所載 明治四十一年九月

## 日本經濟史上の大阪

## 大阪は天下の臺所

本月は三上先生の御講演がある筈でありまして、私は嘗て在學中に親しく先生の教を受けたもので御座いますから、本夕は早くから参りまして、久々に先生の御講演を承りたいと思つて居りましたところ、只今主催者側のお話で皆様と一緒に先生の御講演を承ることが出来なまいふ事情を承知いたし甚だ遺憾に存じます。従つて私は時刻より早くこの席に上つた次第で御座います。

私の今日の題目は日本の經濟史の上から見ましてこの大阪がどういふ位置にあつたかといふことの事實を擧げて説明を致して見たいと思ふのであります。話が甚だ多端に互り又或時は數字を申し上げねばなりません。それ故お聞きづらいことがあらうかと存じますがどうぞ御辛棒を幾重にもお願いする次第

## 第下あります。

大阪と申しますれば昨晚も申し上げました通り、町人の都といふことは誰もが申すことであります。大阪は天下の臺所、日本全體の臺所であつて、日本で消費するところのものを大阪が一手で引受けて居るといふ言葉を、徳川時代にはよく申して居つたので御座います。この天下の臺所についてお話をする譯ですが、便宜上最初に大阪が武家に對しましてどういふ風に言ひ換へますならば大阪の町人が武家に對してどういふ態度を執つてゐたかといふことを申述べたい。元來武士と申しますれば士農工商の四階級の一番上位に置かれて居るのであります、その士が一番下位に置かれて居るところの商人に對して頭が上らなかつたといふこと、詰り大阪の町人に對しては立派な大名が頭が上らなかつた、即ち下手に組んで來なければ總ての話が纏らなかつたといふ謂れをお話致したい。次には大阪の町人が江戸の町人に對して毎時も貸方になつて居つたこと、江戸の町人は大阪の町人に對して借金をして居つたかといふことを、それから最後に大阪の富の實力、富の程度がどれ位のものであつたかといふこと

を數字を擧げてお話致して見たいと思ひます。

## 藏屋敷

第一は大阪と武家との關係で御座いますが西國中國四國は勿論のこと奥羽北陸の方の大名などは皆大阪に「藏屋敷」と申して屋敷を持つて居つたのでこれは大名ばかりに限りません。中には大きな社寺即ち神社や佛閣又は交替寄合と申しまして大名ではありませんが、何千石かを領して大名に準ずる者、或は大名の老臣とか家老といふやうな人々が、屋敷を構へて居つたのであります。無論大名が主なるものであります。さうしてその屋敷の位置を調べて見ると、中之島に一番多くあつた。その他土佐堀川江戸堀川といふ風にいづれも交通運輸の便利なところにあつて、それを藏屋敷と申すのであります。その數は元祿の頃に既に九十五、天保の末には百二十五、結局徳川時代を通じて先づ百内外の藏屋敷なるものがあつた。藏屋敷は決して徳川時代に始まつたものではない。既に豊臣氏の時にも大名の屋敷が大阪に澤山あつたのであります。徳川

氏になりまして大名が江戸に屋敷を持つてそこに妻子を置くこと、また大名が江戸に出府して將軍の御機嫌を伺ふといふやうな制度は、豊臣氏の制度を踏襲したのであります。従つて藏屋敷なるものも決して徳川氏時代に始まつたものではありません。

諸大名が何のために大阪に藏屋敷を設けてあるのかと申しますと、大名が銘銘自分の領地で特別に産出致します物を賣り捌くために出來て居るのであります。その藏屋敷で大名が賣拂ふ物を引つくるめて「藏物」と申します。申すまでもなく米がその主なるもので御座いますが、その外にも諸藩の名産がある。例へば阿波の徳島藩では藍玉、備後の福山藩では疊表、また讃岐の高松藩では砂糖といふやうに、それ／＼特産品があるので、何を申しまして一番は米であります。年々收納致しました年貢米を廻船に積んで大阪に廻して來る、それは夥しい石高で従つてその米を「藏米」といふ。同じ大名の領地の産物でも殿様の收入とならぬもの、即ち領内の百姓町人の收入として大阪へ積送る品物を、殿様のもの即ち「藏物」と區別致しまして、これは卑下して「納屋物」といふ。米ならば



「納屋米」と言うて居りました。

藏屋敷にはそこへ詰めて居る若干の役人が居る、いづれも藩から出張して居る武士で、その主なるものを「留守居」と申します。併し藏屋敷の地面を持つて居る者は町人でありまして、これを「名代」といふ。伊豫の松山藩と津の藤堂家だけは幕府から屋敷を貰つて居りましたが、その他は表面上總て町人の屋敷を借りて居ることになつて居る。そこで名代が入用であつたといふことです。それから「藏元」と申す者があります。之は藏物の出納を掌るもので、古くは「留守居」が勤めて居つたのでありますが、後には藏元を町人の手でやるやうになつた。それからその藏物を賣つた金を預けて置く町人を「銀掛屋」とか或は單に「掛屋」と申します。掛屋は多くは兩替屋が勤めて居る。兩替屋の中でも鴻池善右衛門といふやうな家になりますと、方々の大名の掛屋を勤めて居る。さうすると各大名からして「お扶持」を貰ふ、それで鴻池の如きは一年に貰ふ「お扶持」を合せますと一萬石にも達したといふことで、一萬石と言へば立派な大名であります。掛屋は「お扶持」を貰ふ外或は帶刀を許され、或はその藩の家老並に取扱はれる等色

色の特典があつた。之を露骨にいへば大名の方で掛屋の御機嫌を損ぜぬやうに色々な待遇をした。單に藏物の賣上銀を預けるだけならさう好遇する必要もありましますまいが、實はこの掛屋が大名に貸付をしてくれる大名の金融方であるからです。

#### 藏米の賣拂

藏物のうちで一番主なのは米で、これが大名の収入の根本ですから、藏米をどんな風にして賣つたかといふ事をこれからお話いたします。米を賣ると申しましてもその都度正米を渡すといふことは大變でありますから、便宜上切手を使ふので御座います。それを「米切手」と申します。その切手を持參致しますと正米と引換へてくれる。米切手の外に砂糖の切手、干鰯の切手などもあります。が、何と言つても米切手が一番廣く通用された。米切手は西ノ内或は仙花と言ふやうな堅い紙を四つ位に切つて、一寸讀み兼ねるやうな文字で——之は偽物を防ぐために殊更に讀み憎いやうに書いてあるのださうで——最初の行には米の

俵數次の行には相違なく渡すといふこと、その次の行には藏の名前が書いてあります。この二行目の文句即ち本文は藏々に依つて違ふ。又米の俵數も違ふけれども切手一枚は必ず十石で、藏々に依つて一俵の中味が違ひますから、二十俵と書いてあつても三十俵と書いてあつても兎に角一枚が十石です。さうしてこの藏々に出張して米を買取りますものは誰が行つても買へるのではなく、必ず堂島の米仲買人に限ります。然らば米仲買ならどの藏の米も買ひ得るかといふにさうは行かぬ、藏々によつて出入をする仲買が極まつてゐる、それを「藏名前」といふ。或藏の米を買ひたくも藏名前が無いといふ場合には、その藏の藏名前をもつてゐる仲買から之を借りなければなりません。藏米買取の方法は入札に依り、相對賣買といふことは決してありません。何月何日何程の米高を賣拂ふから望みの者は入札せよといふ貼札が出る。さうすると買入希望の仲買は銘々入札に行く。この入札には遅速によつて番號が附けられてゐます。それは何のためかと申せば、若し開札の上同じ直段で而もそれが落札者であつた時は番號の早い者に落札するといふ規定があるからです。扱て愈札を開け

た結果、落札者の氏名俵數直段が揭示せられると、落札者は藏屋敷に行つて先方の帳面に捺印し翌日敷銀を納める、今の言葉で申せば保證金です。それからその次には代銀を納めるといふ順序になります。若し落札をしながら敷銀も納めず、又は敷銀は納入しても代銀を掛けない場合は、その仲買は重い制裁を受けねばなりません。その制裁を「板獄門」と俗に申します。これは仲買に取りましては誠に以て不名譽の次第で、かういふ事が一度ありますと藏名前を取上げられてしまふ。男がすたるのでありますから、何としても左様な不始末をせぬやうにと注意致します。そこで滞りなく代銀を納めますと、只今御覽に入れましてやうな米切手を呉れるので、代銀を納めた掛屋からすぐ呉れるのもあり、一旦掛屋から「銀切手」即ち代銀の請取書を貰ひ、それを藏屋敷に持參して米切手を渡して貰ふのがあります。米切手を持つてゐて正米が要る場合には、それ／＼の藏屋敷に行つてその切手を出せば有無を言はず早速に切手面だけの正米を渡してくれる。それですから一枚の紙片ではあります、正米と同じ様に取扱はれる。正米を賣る代りにこの切手を勝手に他へ賣ることも出来ず。甲か

ら乙乙から丙といふ風に段々切手が流通する。最初は切手を轉賣することは出来なかつたのでありますが、享保以後公然これが許可になつたのです。切手を請取つたからとて直ぐ藏出しに行かなくても宜い併し一定の期間が置いてあります。その期間が過ぎれば「追出し」となつて引取らねばなりません。けれどもその期間が過ぎててもまだ置いて欲しい時には藏敷料を出せばよい、その邊は自由なものです。さうしてこの米切手はどの位の範圍に流通したかと言ひますと、決して大阪だけの狭い範圍のものでは御座いませぬ。米切手は御當地(大阪)は申すに及ばず他所他國まで聊か危踏なく金銀同様に通用仕候とあります。現に江戸に於きましても、天明年間に大阪の米切手―僅少の石高の米切手を買ひたい者のために便宜を計る取次會所が出来た位であります。その會所の名稱を大阪表正米切手注文取次所といふ。これを以ても大阪の米切手がよく流通したといふことが判るのであります。諸大名は大阪で藏物を賣拂つてその藩の經濟を支へるのが當然な遣方で、以上はその當然な遣方について大要をお話いたしましたまでです。

## 大名の財政

扱て大名にはそれ／＼石高が極まつてゐます。石高といふのは領地全體の收入を米に見積つたもので、例へば長州藩は三十七萬石、加州藩は百萬石、仙臺藩は六十萬石といふ類です。併しこれは表面的の石高で實際とは違ふ。表高と内高とは同一でない。同じ十萬石と申しましても、その實十五六萬石の大名もあれば七八萬石の大名もあるといふ譯で、さうしてその石高の約十分ノ四が大名の實收入となり、残りの約十分ノ六が百姓の收入となる、之を四公六民と申します。若し大名と百姓とが五分々々の收入なれば五公五民といふ。内高がよし多くても少くても、一旦貰ひました土地はいくら勉強をして開墾しても、農具肥料を改良しても、さう／＼收穫の殖えるものではない。で土地から出来る米の高は大抵制限がある。これに反して大名そのものゝ生活費といふものは、年々歳々増加し膨脹して止まるところを知らない。慶長元和の初めまでは凡そ武士といへば、皆鏡兜に身を固めて、糲を嚙り泥水を飲んで戦をしてゐたので、質

素でもあり單純でもありませんが、血腥い風が吹止んで平和安穩の生活に入つて見れば、自然奢に長じ慾に耽つて來る、これは致し方のない世の有様と存じます。その外に大名といふものは參勤交代と申しまして一年は江戸の屋敷で暮し、又一年は國元で暮さねばならぬ。江戸の屋敷には妻子が置いてありますから、毎時も江戸屋敷に相當の家來共を置いてある。屋敷の數も一つではない、二つも三つもあるから江戸詰の家來も可成の人數になる。又大名の道中も多數の家來を従へ、五里行つては宿り十里行つては宿るといふ風に江戸國許間を往復するのであるから、多分の費用を要する。それやこれやの費用を計算すると莫大なものであります。道中の宿驛は大名の參勤交代によつて賑ふ。江戸の入口である品川驛などは肩摩殺撃の有様であつたさうです。また江戸の盛場―兩國とか淺草とかいふ場所は勤番武士即ち主人の御伴をして出て來た田舎武士で賑うたさうです。併し江戸や宿驛が繁昌すればそれと反比例に大名の懷中は冷たくなる。その次に大名の財政に差響くことは、御手傳であります。懷中具合の良さ、うな大名に對し、幕府はお手傳と言つて臨時に土木事業

を命じ費用一切を大名に自辨せしめる。例へば大阪城の普請をする場合に、西國の大名誰々に工事の一部分を負擔せしめる類で、その竣工の曉に御褒美として賜はるのは時服白銀位で名譽ではありませうが到底費すところを償ふに足らぬ。又冠婚葬祭に就ての儀式などは、各大名それぞれ、格式があつて、家計が苦しいからと言つて十萬石の大名が一萬石の大名の眞似をすることは出來ません。平穩無事であれば兎に角臨時の事件が突發する場合、例へば江戸屋敷が焼けたとか殿様が死んだとかいふ場合には非常に金子が要る。収入は一定して支出は嵩むばかりでありますから家計不如意になるのは當然で、そこでこの不如意を防ぐ方法を案出しなければならぬやうになつて來ました。

## 空米切手

大名の財政困難切抜の方法は種々ありますが、先づ一番やさしいのが空米切手を賣拂ふことです。本來正米がなければ、その切手を出すことは出來ぬものです。何時切手を持つて來て正米と引換へて呉れろと言はれても差支へのな

いやうに、正米を藏に積んで置いてさうして切手を出すのであります。處が町人の方では要らない米を引取つても、徒に場所塞ぎでありますから、切手で持つて居て減多に正米の藏出を求めて來ることがない。千石の米切手を賣出ししても五百石の正米がありますれば、切手は順々に廻つて來るから一向藏出しに差支へぬ、その中にはまた國元から新規に米が來ますから、ポロを出さずに濟んで行きます。そこを見込んで藏屋敷では金策の一段として實際米のないのに切手を發行する。さういふ切手を「空米切手」といひ、正米のある切手即ち「正米切手」と區別してゐますが、切手そのものに何等の區別があるのではなく、藏出を請ふ場合に正米切手か空米切手かゝわかるのです。大名の財政が苦しくなると、その藏屋敷では盛に空米切手を發行する、これは丁度不換紙幣のやうなもので、切手一枚が十石になつて賣れて行くのですから、これを發行するのが金策上一番容易の方法である譯です。併しながらこの空米切手が多數に市場に出て參りますと、米價が下落して參ります。切手ではあるが米が市場に溢れるから自然供給過多で米價が下つて來ます。俗に「鼠ごつこ、鼠ごつこ」と申す通り、米

が安くなるから收入不足でます、空米切手を出す、ます、米價が安くなる、終にその止まることを知らずといふ勢を呈して來ます。空米切手は或は「先手形」とも「先納切手」或は「調達切手」とも申します。金子を調達するための切手であるから調達切手、代銀を前にとるから先納切手といふので、先手形の意味は判然致しません。が、手形を先に賣つて後から廻着する米で間に合はせるといふ意味かと考へます。いづれも空米切手の異名で、先手形の賣買を禁じたことは古くは承應三年にあります。承應といへば四代將軍の時の年號で隨分古い。さうしてその以後も度々空米切手の發行を嚴しく取締つて居りますが、どうしても止まなかつた。

幕府では空米切手取締の意味からして一時「切手改役」なるものを置いたことがあります。これは江戸の呉服所である後藤縫殿助が幕府に願出でた結果で、その趣旨は自身大阪へ行つて同地の米切手の取締を致したい、空米切手があるために兎角町人と藏屋敷との訴訟が絶えぬ、これは雙方に不利益であるから、紛議のある米切手については調停の勞を取らうといふ意味で、縫殿助は天明二年

米切手改役を兼帯することになりました。吳服所といへば幕府の吳服御用を達する身分でありながら、この大役を引請けて出たのでありますから、縫殿助もしたゝか者に相違ないと思ひます。後藤の致しますことは、總て米切手に就て紛議がある場合には、藏屋敷の方からでも町人の方からでも宜しいから、勝手次第後藤のところには、相談にお出でなさい、さうすれば、同人の手で在來の貸付方や利息を調査し、年賦返済法を立て、雙方の便宜を取計つて遣る、それで紛議が落着いたら、銀高一貫目につき一匁を手數料として徴收するといふのです。町人の方では、後藤に依頼するものもあつたが、藏屋敷の方では一向頓着しない。そこで翌年になつてから、遣方を變へた。今まで紛議調停の依頼は、隨意的であつたのを強制的にし、且つ安永二年以後の切手は、悉く縫殿助の手で切手の表へ印を押す、後藤の印のある切手なら、疑もない正米切手である。後藤の印のない切手は、賣買を許さぬ。それを持出して出訴しても、町奉行所で訴訟を受理せぬ。又印料として一石につき銀一分を差出せといふことになりました。これは、昨晩も申しましたやうに、田沼時代即ち明和から安永天明にかけて、幕府の財政が紊

れた時代に起つた一事件であります。サアそこで大阪の藏屋敷の面々は、非常な動搖を來しまして、強硬な藏屋敷になりますと、たかゞ幕府の吳服所位の後藤に、本藩の米切手を證明して貰ふ謂れはない、後藤の印のある切手などを持つて來たら、藏出をして遣らぬぞといふ。やゝ穩和な藏屋敷になりますと、留守居から自分一存では何とも取計ひ兼ねるから、本國に一應問合せましてからといふ風に申出でる。堂島の米相場は中止となり、藏々では拂米を中止する非常な騒になりました。それで結局の所、それならば切手の上に後藤の印を押す事は止さう、その代りに諸家の拂米を落札して切手を請取つた以上は、落札の月日、石高買主の氏名、代銀切手の員數等を、米方年行司―米仲買の取締―を経て後藤方へ届出でよ、さうすればその届書の事柄を、後藤の帳面に記入し、届書と帳面とに割印を押す、その割印のある切手ならばいざ訴訟といふ時に有効と認めよう、その代り印料は今まで一石につき銀一分であつたのを、一分三厘とし、三厘は米仲買に與へるといふことになつて、一時落着いたのであります。ところが田沼が天明六年に没落し、その十一月に切手改の仕法は廢止となり、後藤縫殿助も免職とな

りました。

幕府は空米切手の取締に就ては昔から頭を悩ましてゐる。米切手改もこの頭痛の根を絶たうといふところへ附込んで後藤が企んだに相違ない。米切手改の仕法は失敗したが、空米切手の取締は幕府は依然として繼續してゐる。併しその弊は幕府時代を通じて根絶することは出来なかつた。天明以後空米切手のことで一番の大騒をしたのが文化の十一年であります。十一代の家齊將軍は天明の末に將軍となつて天保八年まで五十年間の治世で文化十一年といへばその半頃です。この時の騒は筑後藏の不渡でありました。町人が切手を持つて筑後藏へ取りに行つても何とか角とか口實を附けて渡さぬので段々訴訟をすゑ。その石高が合計して七萬石に達し、まだ訴訟に及ばぬ分をも加へて見ますと驚くべし、同藏の出した空米切手は四十二萬石の多きに達してゐた。筑後藩はこの多額の空米切手の發行によつて藩の經濟を遣繰つて居つたのであります。然るに筑後藏屋敷がボロを出したものだから他の藏屋敷の切手を持つて居るものも不安を感じ、さして正米の必要もないのに一時にそれ〴〵の

藏屋敷に行つて出米を申込み、この心理状態は今も昔もかはらぬ。藏屋敷の方からいへば丁度銀行が取付にあつたやうな譯で、一時の取付に應ずるだけの正米の準備もないから藏出が出来ない。あの藏屋敷も駄目、この藏屋敷も駄目といふことが續々暴露して來た。肥前藩が二十萬石、何藩が何萬石と言つた風に、殆ど各藏屋敷が空米切手を出して居つたことが知れたので、サア大阪市中は引繰り返るやうな騒となつた。併し借金のために大名に身代限を申渡す譯にも參りませんから結局のところ町人は訴訟に勝つて事實に負けた形で、いづれも永年賦で支拂ふ、筑後藏の如きは元米を二十ヶ年賦、利米を元米返却後九ヶ年賦で支拂ふといふ約束で落着いたのであります。空米切手のために難儀を致しますことが徳川時代ばかりではない、明治になりましてまだありました。それは茲に持つて參りました明治四年四月の太政官の達に

從來諸藩に於て歲入の米穀賣却の節、藏米切手と稱へ米券を製し賣買候向も有之趣、然る處會計窮迫の餘一時の取計を以蓄積の米穀高に適實せず、空米切手を製出し、終に融通否塞の基とも相成候義不少哉に相聞、以の外の事

に候、向後右等の所爲決して不相成條、屹度可相心得候事とあります。して見れば明治になつても若干年の間は、空米切手を發行して居つた藩主があつたに相違ないのです。

## 大名と大阪町人との貸借關係

大名の財政遺策策としては無いものを賣る、空米切手を發行するのが第一で、第二は銀札、錢札の發行です。引換準備金がなくて勝手に發行しては所謂不換紙幣で、この問題も随分研究に値するのですが、領分限りの事で直接大阪に關係がありませんから略します。それから第三が借金です。借金にも色々ある、臣下から借りる、領内の百姓町人から借りる、その次が大阪の町人から借りる、先づ三通りに分けて申しませう。いづれも感心した事ではないのですが、財政が酷く苦しくなると、俗にいふ脊に腹は代へられぬので、止むを得ずに爲るのです。自分の家來から借りるといふのは家來にはそれ／＼二百石とか百石とかいふ風に祿を與へてある。例へばお前の所は二百石高であるが、殿様お手元御難澁

につき、百石だけ借上げるから委細心得ますやうに申渡す。表高は矢張り二百石ですが、その實は百石即ち半知にして仕舞ふのであります。之は家來の身にとつては収入が半分になるのですから、随分辛い事でありませう。と言つて主家から暇を取つて浪人をして、太平の世の中ですから、假令武藝が出来やうが文學に達してゐやうが、さう易々と何處へ行つても直ぐ抱へて呉れる處もありませんから、内心嫌々ながら御家の大事、半知の事、謹んで承知仕ると、御請をせねばならぬ氣の毒なものです。その次は領内の百姓町人から借出すのであります。或は先納といつて年貢を期限より早く上納せしめる、或は御用金といつて強制的に借金をするのもある。併し年貢の率を増すことは容易に致しません。それは百姓一揆が恐しいからです。直接百姓一揆は恐しくなくても、幕府から領分不取締といふ點で責めらるゝのが恐しい。それで今度は大阪の町人から借出すのであります。先刻申しました通り、藏屋敷には銀掛屋、或は藏元といふ町人がある。その外にも御用達御用聞、或は立入など、稱へて藏屋敷に入する町人がありますから、それ等に談判して金を借り出すのであります。これが



一人や二人の大名ではない、大名の多數が大阪町人に頭を下げて金談を申込むのですから、大阪の町人が大名の財政を背負つて立つた。否、大名ばかりではない、徳川幕府自身すら再三再四大阪町人に御用金を命じてゐます。然らば大阪の町人が天下の經濟の鍵を握つてゐたと申して宜しからうと存じます。

大名が大阪で金を調達しようと致します時には、それがために態々本國から重役が出張することもあります。がさうでない場合には、藏屋敷に居りますお留守居、これは多年大阪に居つて土地の事情に通じて居りますから、お留守居が取計ひます。いづれにしても、屋敷から立入町人共に對して、御依頼をしたい事があるから、何日何時何所へ來て呉れといふ廻狀を出します。さうすると招待を受けた主人とその名代とが來ます。招待の席は必ずお茶屋で、手厚く待遇する。山海の珍味も並びませうし、美妓も侍りませう。折を見計つて主人の方から、今回は々の件に就て金子が入用でありますから、然るべく御心配を頼むと口を開きます。席上には立入の町人の主人が皆遣つて來てゐますが、主人は決してその座で返事はしない、主人が返事をすれば、拔差のならぬ責任がありますから、その

場はたゞ御馳走になるばかりであります。それから改めて立入の町人の中で、藏元を勤める者から廻狀を他の立入に發して、今度は實際の算盤の弾ける名代ばかりが集つて來て相談し、相談の結果を銘々の主家の老分に復命する。時としては大名の要求額を直切ることもあり、又老分の意見によつて相談を仕直すこともある。その邊に種々の駆引があることは想像に難くない。要するに貸金は決して一人でその調達を引受るといふやうな事はありません。銘々で分擔する。と言ふのは一軒で擔任しては萬一返済不可能の場合があつては、大名屋敷の立入ともいはれるものは、一軒の屋敷に出入するのではなく、數軒の屋敷に出入するから、一軒だけの金融に全力を盡す譯にも行かない。それこれの理由で大名所要の金額を立入中へ割當てゝ出金する。出金の相談が整ひますと、この旨を立入中より屋敷に申通じ、それから江戸爲替を組む段となる。大阪で借りた金を江戸へ送るのが通例です。

大名貸の利子は極めて安い、年に三分か四分高くて五六分位のもので、さ

うして抵當は何にもないといふのは表向で、内實はその年の秋の藏米で拂ふといふ事になつて居るのであります。併し大名が一度借金をするとその借金といふものが抜けたといふことを聞きません。といふのは大名の収入が定まつて居るから借りたが最後、利息に利息を生みまして、一回借りるとそれを返すために又二回目を借りなければならぬといふ風に、段々度數が重なりますから立入の町人もお断りをする。性質の悪い大名になりますと、それならばといふので別に然るべき身代の町人を呼出しまして、今度お前に屋敷の出入を申付けるから精々相勤めますやうにと申渡す。大名屋敷に出入をするといふ事は町人に取つては名譽の事でもあり、利益にもなりますから喜んでお請をする、金談にも應ずるといふことになりませんが、從來の立入町人の方では屋敷の仕方の惡辣なのに不快を感じて從來の貸金を遠慮なく催促する。新規の立入町人は屋敷の金談が餘り頻繁になるのでさうくは應じきれない、結局屋敷は虻蜂とらずで前の立入町人に頭を下げて、新規の立入の方は断はるやうになる。大名と町人との間の貸借關係はなか／＼一通りや二通りで以て解決せられるものでは

ない、餘程そこに駆引があるのであります。町人の方は迂濶に引掛つてはたまらぬ、武士は計略が甘いから氣を付けねばならぬと言つて用心をする。大名の方でも町人は算勘に達してゐるから金錢のことにかけては武士は到底その敵でないといつて舌を捲く。雙方で互に敵手を尊重—尊重といふも可笑しいが、そんな風でした。

大名の借金が何時頃から始まつたか、到底判然した年代はいへるものではないのですが、元祿時代には既に借金に苦しんだ大名がゐた。京都の醫師新宮涼庭の書いた破れ家のつゞくり話を見ると、大名の財政の内幕がよく分る。涼庭は醫者ですから大名にも町人にも懇意が多い。さうして某大名に鴻池の金を口入した事などもある位ですから書いたものが如何にもきび／＼してゐる。涼庭は天保前後に榮えた人で、してみれば大名の財政困難は元祿以前から始まつて天保頃は中々烈しかった。否、天保以後は一層困難になつた。その證據は大名が町人と利を争ふやうになつたので判ります。武士が武士魂を捨て、町人根性になつて來たやうな觀があります。それは自分の藩で出来る産物を民

間から買上げて藏物とする。今まで領内の百姓町人が納屋物として直接大阪へ送つてゐたものを藩で無理矢理に買上げ、それを藏物として大阪へ積出すといふ遣り方で、民の利を奪ふものと言はねばなりません。甚しいのになると領内の人民が他領の者の依頼によつて或製造業に従事して居るのを差止め、依頼主が迷惑の餘り色々手を廻して從來の通りに願ひたいと申出でると、然らば特別を以て差許すから、製品何程に對し何程の冥加金を納めよと他領の者から冥加金を徴収する、或は手を廻して他藩の物資までも買上げる、さうしてこれを自藩の藏物だと言つて大阪に送出す。さうしてそれらの所謂藏物の賣拂方に関しても小細工を用ひて直段を釣上げる、誠に卑しい風が幕府に見え出して來ました。實例を申しますと、或は差合があるかとも存じまして、只今は漠然とお話をして置きますが、事實を擧げると仰せらるれば必ず擧げて御覽に入れます。先づ大名と大阪町人との關係はこれ位に致しまして次に移ります。

## 米將軍

先刻米切手といふものは、他所他國に至るまで正金銀同様に通用するといふことを申しましたが、それを多數の米仲買が集つて公平に賣買をする場所は堂島の米市場に限られて居つたのであります。この堂島の市場で極まる米相場は殆ど日本全國——全國といつては或は言過ぎるかも知れませんが、少くも關西の米相場の標準になつた。徳川時代では米が諸色直段の基とせられて居りますから、堂島の市場は諸色直段の基を極めたものと言はねばならぬ。日本にある市場の中で第一に位するものと言ふべきであります。その堂島の市場が公許になつたのは八代將軍吉宗公の享保年間で、それに就ては彼の名奉行として知られた大岡越前守忠相が關係して居ると申しました。或は不思議にお感じでせう。大岡越前守は元伊勢の山田の奉行を致して居りました。然るに同人赴任以前に紀州家の百姓と伊勢の百姓との間に或訴訟があつた。その訴訟は紀州家の百姓の方が理窟が悪いことは判り切つてゐるのですが、奉行は紀州家といふのに遠慮して理非の裁判を下さず、徒に訴訟を延期して居たのであります。それを越前守が山田奉行になつてから紀州家の百姓の申條は成立たぬと

いつて負公事にして仕舞つた。越前守が權威に恐れず理否を糺したといふところを紀州侯の吉宗が記憶せられやがて吉宗公が紀州家から入つて將軍職を繼がれると早速越前守は召出されて江戸の町奉行に榮轉したのであります。八代將軍の吉宗公といふ御方は歴代の將軍の中で餘程優れたお方で始めて日本全國の人口統計を取られた。元和以來の法令下知等を材料として公事方御定書の編纂を命じ、時には將軍自ら筆を取つてその草案に意見を加へて居られる。又西洋の文明を研究して自身天體の觀測を行はれたといふ、徳川氏中興の英主と申すのは無理ならぬことゝ存じます。この將軍のことを世に綽名致して米將軍と稱して居ります。何故かと言ひますと米のことに就て一生苦勞をされた。將軍は享保から延享まで三十年の治世で隱居をされたが、その間何時も米價の高下で憂慮されたからです。そこでこの米將軍の綽名が起つた顛末を一寸申上げて置きたい。享保年間即ち八代將軍が在職されるやうになりましたから豊年續きで年々米がよく出來るために米の直段が非常に下つて來ました。米の直段が下るといふことは普通の場合に於ては武家と百姓とが困り

ます。その反對に町人と職工とが喜ぶ。ところが反對に米の直が高い時には百姓と武家が喜んで町人と職工とが困る。併しながら餘り高い時とか餘り安い時とか高下が或程度を越えると、土農工商全部が困るのであります。政治をするものゝ立場から申しますれば、出來得べくんば米の直段が餘り高低が有り過ぎないことを欲する、その中庸を得るやうにと願ふのは當然なことでありませう。只今申す通り享保期間は豊年が續いて米が段々安くなつて行つて如何とも致し方がない。幕府はその救濟手段として享保十六年に始めて大阪の金持の町人に命じて無理矢理に米を買はせたのであります。それは何のためかと言ひますと、米の直段を吊上げるため、これが大阪に於ける買米の始まりであります。その時にこの堂島の米仲買といふものが非常に盡力をして呉れましたから、御褒美として始めて堂島の米仲買に株といふものを詰り米の仲買をする特權を許された次第で、堂島の市場といふものはこの際表向きに許されたのであります。これは米仲買株や市場が公然許可を得たといふだけで、米仲買そのものは以前からあつて堂島へ集つて市を建てゝゐたのです。扱て享保の十

六年に幕府が買はせた米の高は六十萬石であります。それだけの米を大阪の市場から買ひ取らせたので、米の直段が急に高くなりましたが之は一時的のこととて、相場といふものは決して人爲的に左右することは出来ない、假令一時左右することが出来ても、その相場を永く維持することは出来ぬものです。然らば一時吊上げた相場も當然下落すべき筈ですが、大阪の人に取つては好都合な事件が勃發した。それは買米の翌年即ち十七年に大阪から以西西國中國に稻虫が發生して非常な飢饉となりましたから、大阪で買はせた米を西國中國に送つて救助米に充てた。それがために米を買はせられた大阪の豪商連は損失を免れ、西國中國の百姓は飢饉を免れた。難波の入堀川、あれは享保十七年に米が高くなつて市中の貧民が困るから、その貧民に職業を與へるべく作らせた堀で享保の飢饉といふものは實に大した騒であつたのです。

## 堂島米市場

こゝで堂島市場のことをお話致します。市場は堂島にありながら毎年正月

四日、これを初相場と申しますが、その初相場には必ず淀屋橋の南詰に參つて市を立てるといふことが慣例になつて居りました。市場がありながらこの日に限り態々淀屋橋の南詰に来て市を立て、居つたのであります。それは昔淀屋といふ米商人の店先で盛に米を賣買したから、それを記念するためにやるのだと申します。淀屋と申しますと直ぐ淀屋辰五郎を聯想しますが、この淀屋は本姓岡本で、先年の私が御當地に居りました時に御近付になりました岡本撫山といふ方——淀屋の血筋を承けて居らるゝ——が色々淀屋の事蹟を取調べて居られたので、その書類を拜見致しましたところが、淀屋の一番の先祖は常安と言つて、只今の常安橋を拵へた人が淀屋の初代になつて居ります。二代目が个庵言當といふ人で、この人は大川町即ち淀屋橋の南詰に住し、諸家の藏米を引請けて賣捌く、靱の土地を開拓する、茶道文學の方では小堀遠州や昭乗坊と交際するといつた風になかなか遣り手でありましたが、惜しいかな五代目になつて淀屋の家が潰れました。それが名高い淀屋辰五郎であります。ところがその辰五郎といふのが書類を調べても一向に出て来ません。淀屋の通稱は三郎右衛門にな

つて居りました辰五郎といふものは居ない辰五郎といふのは幼名かも知れませんが。兎に角淀屋の盛時にはその店先で米の賣買をやつてゐたので之を記念するために淀屋橋の南詰で初相場を立てるのだといふことであります。これは左もありさうなことで大阪の町人が舊恩を忘れぬといふことを歴史的に證明してゐると思ひます。

米市場は享保年間に許可になりましたがその市場で致します賣買の仕方は、何も享保に始まつた譯ではありません。既に淀屋の店先でやり、淀屋が潰れてから堂島でやつて居つたのであります。その遣り方は正米を賣買すると外にもう一つの遣り方當時の言葉で「帳合米」といふものを賣買する仕法があつた。「帳合米」といふのは帳面の上で米を賣買する、賣買と同時に正米で受渡をするのではない、今日の定期米賣買をやつて居つたのであります。帳合米商が何時から行はれたか、判然したことは言へませんが元祿以前に相違ない。併し之は不正賣買だといつて禁じられて居つたのですが、享保になつて遂にそれが許されたのであります。その意味は斯ういふ賣買の仕方は米價を吊上げる一助とも

なるであらうと考へたからで享保年間の米價下落に頭を悩ましてゐる幕府は、米價吊上手段とも考らるゝものは皆之を許可したのです。要するに昔の帳合米商は總て正米賣買に準據して居るのであります。こゝに今日の定期米賣買と違ふところと、よく似て居るところとを簡単に申します。

堂島の市場——當時は市場と言はずに寄場と申して居りました。その真中で帳合米賣買を右の端で正米賣買を、又左の方で石建賣買を遣る。正米の方は朝の八時頃に始めて一二時間賣買してから拍子木を打つて一旦中止する、賣買の始めと終りには必ず拍子木を打つて合圖とする。この時の相場を言合直段といつて町奉行所へ届ける。それからまた賣買を始めて晝頃に止めてしまふが、帳合米の方は晝からもう一度やることになつて居りました。その時分に面白いことがあります。寄場には市場の規則を書いた看板が掛けられて居る。その看板の下に役人が立つて火を附けた二寸位の火繩を保護する。その火繩が消えた時の直段を火繩直段と申しまして、一番大事な直段として之を町奉行所に届出るといふ規則になつて居つた。何月何日の帳合米直段といふのはこ

の火繩直段を指すのです。火繩が消えれば場に集つた仲買連は退散するのが當然ですが、どうかするとなほ賣買を續ける者がある。さういふ時には役人が水を撒いて追散らす、そこでその水を撒く役人を水方と申しました。それにも一番水、二番水、三番水までありまして、二番水の時の相場を「桶伏直段」と申しさうであります。帳合米の賣買は一年を三回に區切つて、何月何日から何月何日までが第一季、何月何日から何月何日までが第二季といふ風に、一年を三回に區切つて行はれて居りました。その三季の最終日を「限市」といつて、限市前三日間に今までの賣買をみんな解除して仕舞ふのであります。即ち買つたものは賣埋め、賣つたものは買埋めて一際、賣買を零にして仕舞ふ、これが今日の米相場と違ふ點であります。ところが中には賣埋買埋を忘れて米が残つたりなどする場合があります、それを「間違米」と申しまして、それは正米正銀で取遣りをするのです。それから市場で賣買する米所謂今日の標準米、それを「建物米」と申します。これは筑前肥後中國防長廣島の四藏の米の中の一つを入札で極めるので、さうして第一季と第三季との建物米には必ずこの四藏米の一つを建物米にするが、

第二季の建物米に限り決して入札をせぬ、何時でも加州米を建物米とする。その謂れは享保年間米市場のことに就て堂島の仲買が江戸表へ出府しましたが、費用が足りなくなつて加州家から金を融通して貰つたことがある、その恩返しのために遣るのださうであります。また賣買の石高は正米なら十石が最小額、帳合米なら百石が最小額です。石建米といふのは帳合米賣買を小規模にしたもので、二十石から賣買が出来、建物米には讃岐米を使ふ。つまり帳合米の賣買に携はることの出来ない薄資者のためであつたのでせうが、幕末には帳合米賣買より却てこの方が流行つたと申します。幕末に大阪の商業が衰頽したことはこれでも想像せられます。

この堂島の米市場の相場を移して他所で米市場を立て、居りました。それは今の江戸堀三丁目の米市場で、表面は正米帳合米の賣買といふことになつてゐますが、内實は「差金賣買」を目的としたので、さうしてその相場を移す方法としてどんなことをしたかと申しますと、安永六年の御觸に「相模屋又市相願聞届置候米市場へ、堂島米相場の高下を飛脚にて取來候處、拔ヶ商内と唱へ、右高下を身

振并色品にて相圖いたし候者有之趣相聞、不埒の事に候とあります。相模屋又市といふのは江戸堀米市場の願人で、江戸堀の米市場では從來飛脚即ち急ぎの使を以て相場を報知せしめたのに、近來は身振色品―判然は分りませんが、何か身振をしたり、手旗を使ふなり、さういふやうな合圖で以て相場を早く移す、それは正當の商でない、拔ヶ商であるといつて訓戒を加へたのでせう。この意味の法令が安永以後も度々見える。その一つに鳩を使つて堂島の相場を移したものがあるといふことが見えてゐます。今日傳書鳩などといつて珍らしがつてゐますが、日本では今から百五十年も前に立派に通信用として鳩を用ひたことが判ります。只今はどうか存じませんが、先年私が當地に居りました時には、米仲買の家の屋根の上の火の見で、白い旗を左右上下色々に振つて居つたのを能く見かけました。あれは確に旗で遠隔の地に合圖をするに違ひない。小高い土地でそれを遠眼鏡で見て、また數里の先方へ知らせる、さうすると大阪の相場が電報などよりも早く達するといふことです。手旗信號のことはもつとよく承知して置きたいと思ひます。

## 兩替屋

今度は大名の方からでなく、大阪の町人の方から見た金融の状態を申しませう。大名屋敷へ出入する町人―藏元掛屋その他を總稱して立入町人と申しませうが、何と申しても立入町人の中には兩替屋が多う御座いますから、兩替屋といふものを標準としてお話をしようと思ひます。

兩替屋と申しますものは、大阪に澤山御座いましたが、自ら三種に分れ、一番宜しいのを「本兩替」と申します。それから市中に散在して少しばかりの資本で錢と正銀との交換を取扱ふもの、言ひ換へれば小錢の兩替をするもの、これを「錢兩替」と申します。この方は家數は非常に多いが金融上には大した關係はありませんでした。本兩替と錢兩替との中間に立つて「南兩替」といふものもありました。本兩替の方ではこの南兩替を輕蔑して居りました。本兩替の數は彼是百八十軒位も大阪市中に御座いまして、その頭分を十人兩替といふ。只今の鴻池善右衛門氏或は天王寺屋五兵衛平野屋五兵衛などがそれでありませう。以前は



決して町人は氏を稱へなかつた。町人に氏はない、屋號と名と稱へる、それが面倒臭いから、屋號の上の一字と名前の上の一字をとつて呼ぶ天王寺屋五兵衛なら天五、平野屋五兵衛なら平五といふ類です。只今鴻池善右衛門氏といへば鴻池は氏になつて居りますが、本來は屋號で鴻池屋といつた。鴻池屋善右衛門です、だから略すと鴻善で、それが苗字を許されて鴻池屋の屋の字を去つて鴻池となられたので本當は山中氏で、山中鹿之助の後裔だと傳へてゐます。これに就て面白い挿話があります。或日鎗を立て駕籠をつらせた立派な武士が参りまして、何の某と名乗り自分の先祖は山中鹿之助である、承れば宅も山中鹿之助の血筋であらせられるとの事、御ゆかしく存じて御尋いたした次第である、これからはどうか御懇意に願ひたいと丁寧に入れた。ところが鴻池屋では手前共は決してそんな血筋のものではありませんからといつて斷つたといふ話があります。山中の子孫であらうが、何の子孫であらうが、町人に氏なしで、そこを鴻池屋がよく合點して親類附合を斷つたのでありませう。

百數十名の本兩替屋の中にも大きな兩替屋と小さな兩替屋とは自ら區別さ

れ、さうして同じやうな資格の兩替屋同志は對等の取引をして居りますが、資格が違へば對等ではなく親子の關係にある。大きな兩替屋は親兩替となり、小さな兩替屋は子兩替となつて親子の關係を結ぶ。今日の親銀行と子銀行とのやうな關係のものでありすが、その關係は以前は徳義を主としてゐる。今日とて徳義を重んぜぬ譯では決してありませんが、少くとも徳義に背くといふ場合の責任觀念は以前の方が強かつたやうに考へられる。子兩替となれば親兩替の面目を損ねやうにとのみ心掛け、親兩替の方でも充分子兩替を保護する、子兩替が親兩替に對して手形を過振して貸越が嵩んでも譴責をして改めさせる位で、人情味が流れてゐたとしても申しませう。同じ資格の兩替屋であると平生は手形の取りやりで、半ヶ月又は一ヶ月目にそれを決済する、これを「差引」といふ。子兩替が親兩替にあてゝ手形を振る、それが「取引」で、取引には利子も抵當もなかつた。

預金は兩替屋の業務の一つですが、今日の預金とは大分違ふところがありません。第一預金は當座勘定だけでありまして、今日のやうに貯蓄といふ意味はあ

りません。さうして預金者に對しては手形を渡しますが、その手形は預金者の希望によつて幾枚にも分割される。さうしてその手形は何時でも發行者たる兩替屋の許へ行けば現金にかはるから、丁度今日の兌換券のやうに、この手形がぐる／＼流通して居つた。それから第二に相違する點は預金を致しましたところ、別段にそれに利息が附くといふことはない。それならば何のために預金をするかと疑ひますが、資格のよい兩替屋、確な兩替屋と取引があるといふことは、その商人の信用を昂むることになるので、そこで一生懸命になつて資格のよい確な兩替屋を選んで、取引をしようとするのであります。さうなると兩替屋の方も迂濶に商人と取引をしません。よく身元を調べてから取引をする。その代り一度取引を始めると當人一代は申すに及ばず、孫子の代まで取引をする、この邊のところは實に手堅かつたものであります。

一口に振出手形と申しましても詳しく申しますれば三種に分類されるのであります。即ち

第一は兩替屋の方から預け主に渡す手形、之は今の預手形に相當するもので、

名宛人は勿論何人でも手形持參人に支拂ふことは先刻申しました通りです。

第二は兩替屋と取引のある商人の方から兩替屋に宛て、振出す手形、これは兩替屋へ持つて參りました時振出人に預金があれば異議なく正金と取替へることが出来る。併し若し預金が不足ですと所謂過振で不渡になる。過振であつても豫め兩替屋で通尻何程までは請合ふといふ約束があれば支拂つてくれます。

第三は兩替屋同志で差引に使ふところの手形、これは又面白いことには振出人にも宛名人にも主人の名前は出しません。手代の名前で手形を取りやりするのであります。さうして主人の印形を手代の名前の頭のところへ押す。封建時代には主人といへば最も尊敬すべきものですから、印形といへども頭へいたゞくといふ意味でせう。

次に貸出のことをお話しします。預金よりも寧ろこれが兩替屋の主なる業務であります。貸出は第一が大名貸、これは利息は少いが先づ確實に回収の見込がある。その上お扶持がある、又特別の待遇もあるから、資産のある兩替屋

は皆競つて遣つたものであります。第二が町人貸であります。これも餘程進歩したもので信用貸が本式です。擔保を取つて貸すなどいふことは結局信用を無視した話で、かやうに信用一點張で貸付ける銀を「素銀」と申します。それと反對に擔保を取つて借すのは「並合」といつて、さういふ貸付方は輕蔑されたものです。擔保品としては米切手或は砂糖切手などがその主なるもので、これは倉庫に保管してある商品の證券で貸付けるのですが、中には商品そのもので貸付けるのもある。その仕法は藏に入つてゐる商品を見分し、さうして錠をふるさせ、その錠前を請取つて金を貸す。江戸ではこれを「手錠前」と申して居ります。斯ういふ貸付金は利息が高い。この外に「家質」といつて家屋土地を擔保として貸すのもあれば、營業上の特權即ち「株」で貸すのもある。商品貸以下は兩替屋の仕事とは言へませんが、簡單に申述べて置きます。要するに舊時の大阪の信用制度といふものは今の我々が想像するよりも案外立派に發達して居つたといふことが出來ます。

## 奉公人―別家と本家

兩替屋の業務上の御話はこれまでとして、今度は兩替屋の内部の組織に移りますが、お話の中には兩替屋ばかりでなく、その他の商家に共通な點もあれこれ御座います。どの兩替屋の店にも相應の人數の店員が居る。店員の最下級が丁稚で京阪地方では子供と申します。十一二歳の少年で、初めて奉公に出たものです。ですから店の用には立たず、最初は臺所の雜用に使ひ、店ではお客様へお茶や煙草盆を出す、主人の送迎をする位なものです。この時代を「子僧」或は「坊主」と言ふ。坊主といひ、小僧といふのは鬘がなくてかぶつきりにして置くからでせう。それから少し齡を取りますと「平前髪」もう少し大きくなると「角前髪」と申しまして、半元服であります。その次は前髪を剃る、所謂元服で男一人前となるのであります。

小さい時から奉公して十三四歳になり前髪を結ぶやうになりますと、そろそろ店の用に使はれます。さうして段々外の同業者の店へ手形の取引に行きま

す。それは銀手形の取引で、同業者間だけに通用する手形でありますから別段難しいことはない。それから更に進んで金手形の取付に行く、これは正金に引換へるのですから眞贋を判別する必要がある。然るに幕府時代の貨幣殊に幕末になりまして段々悪い貨幣が出て來ました。彈ひびいて見ますと嫌な音が致す、その音からして「チャラ金」など、申して居りました。渡します方では取りに参りました小僧の頭を見て、これは半元服にもならない、まだ子供だなど思ひますと、店では「數だけか、改めか」と聞くのです。「數だけ」といふのは眞贋の差別なく貨幣の數だけを合はせて行くかといふ意味で、若し請取つた中に悪金があれば返すことが出来る。「改め」といふと眞偽を改めて請取つて行くことですから、若し請取つた中に悪金があつたら、それは自分の手落で返すことは出来ない。併し「數だけなら誰でも出来る、それですから、數だけ」と言ふことは小僧に取つては實に心外の至りでありますから、少し氣の強いものなら「改めだ」と威張ります。それならといふので悪金を交せて出して遣る。さうするとまだ充分な鑑別の力がありませんか、その悪金を掴んで歸つて來ると、己が家の番頭さんがそれを

一瞥して右の悪金を撰び出し、これはいけない悪金だ直ぐ向ふへ行つて良い金と替へて來いと言ふ。小僧は自分の不詮索から起つたことですから、重たい足を引摺つてまた前の店へ來て替へて呉れと申込むと、先方では何だお前は「改めだ」と言つて眼の前で改めて請取つたではないか、今更そんなことを言はれる義理かと、薩張取り合つて呉れません。そこで小僧は泣きの涙で店先に坐り込んで何時までも泣いて居ります。散々苦しめて置いて最後にそれでは仕方がない、これから氣を附けろといふ極文句で本當の良金と替へて呉れるのであります。小僧の眼識の足らぬのに乗じ悪金を掴ませるので、すから慘酷のやうに思はれますが、小僧は口惜しい悲しいといふ一心で眞贋の區別を覺るのであります。眞物はかうである贋物はかうである、と口で教へたとて鑑別の力は附き悪い。口惜しい、悲しいで覺えるのが一番有效であるといふところから實は前以て兩替屋同志で話し合つて、お互に故意に悪金を混ぜて店員に實地教育を與ることになつて居るのであります。この邊は今日の教育法と非常に違ふので、今日ではどこの店でも小僧を殴るなどいふことはない、昔の小僧に對しては打

つ毆るといふのが一の教育法でありまして、それで小僧が業務を覚えて行くのでありました。

兩替屋の小僧はこんな風に金銀を取扱ふものですから本人に盜心があつては店で誠に困る。そこで小僧を雇ふ時には餘程氣を付けて身元をよく調べてから雇入れる。その點になると別家の子供を雇ふのが一番安全である。別家は本家と切つても切れぬ主従の縁がある。別家の子供は主家に奉公すればこそ小僧であるが家へ歸れば立派な坊様で平生金銀を見附けて居りますから假令金銀が手近にあつても欲しいといふやうな穢い心を起しません。併しさういふ子供がない場合には外から小僧を雇ひますが、併し長男を嫌ふ。何故なれば好い加減に業務を覺えた時分に、長男で父の跡を繼がせますから假を願ひますといへば之を拒むことが出来ませんからです。又中年者を嫌ふ。十七八になつて途中から奉公する者を中年者といふ。いづれそれまでに何處かへ奉公したに違ひない、中年者は主家の家風に同化することが容易でないから、番頭の方で平素睨むで居る、従つて落度も見附かり易く出世もさせぬ。兩替屋は

かりではなく、何處でも子畜を大切にします。

小僧が段々大きくなりまして、愈元服すると、先づそれで一人前になります。

さうすると兩替屋では、振場役を勤める、これは取引先から預けに來た手形なり金銀なりを扱ふ役で、それから「天秤方」、その次が「相場役」、それから「帳合方」、それから「支配人」といふ風に出世をして行きます。かやうに白雲頭の時から奉行して彼是十七八年から二十年も經つて無事に勤め上げますれば、始めて「別家」といふものになりまして、家を持ち細君を持つことが出来る、別家となれば占めたもので自宅から毎日店へ通勤する。さうして別家が費すところの薪炭、食料一切の經費は皆本家から支拂つてくれるし、その上本家から利益配當を貰ふ、別家となるのが奉公人の最終目的であると申して宜いのです。よし又職業上では本家と縁故を斷つても、一旦別家となりまして暖簾を分けられますと、何事がありましても本家を助勢せねばなりません。本家は別家に對しては何時も眼を掛けて遣る、雙方とも誠に情誼が厚かつたのであります。例へば本家の女房が芝居見物に行く、さうする時には別家の女房達を皆連れて行かねばなりません。本家

の主婦は自分一人で愉快を盡してはならぬ。本家別家苦樂を同じくするといふ精神から出たものです。一體豪商大家になりますと、山程財産があつても、その財産は決して主人の自由にならぬ、況んや奥様に於てをやで、主人夫婦は一定の御小遣を與へられるばかりだ。そこで大家の奥さんが簪なり筭なりを女髪結などに頼んで賣つて貰ひ、それで芝居行の費用を拵へる、支配人は能くそれを知つてゐる。賣拂つた筭や簪は何時の間にか支配人の手で買戻されて再び奥様の鏡臺の中に納まつてゐるといふ話を聞いたことがあります。なか／＼味のあること、思ひます。

## 金相場と錢相場 江戸爲替

徳川時代に幕府で發行した貨幣と申しますと、金銀錢の三種類ありました。紙幣は諸藩で發行しましたが、幕府では發行しない。明治にならうといふ時、幕府で紙幣を印刷したことは確ですが、通用を開始したかせぬ中に幕府が潰れて仕舞つたから、幕府發行の貨幣は三種と申してよろしからう。この中金は或は

天秤圖  
シロホルト著日本  
第四部第二表所載

一兩とか一分とか或は一朱とか二朱とか言つて、價格を金貨その物に附けてゐた。それが銀の方になりますと價は附いて居りません。銀の方は目方で呼ぶ海鼠形の銀塊を「丁銀」といつて一箇の目方が凡そ四十三匁あります。假に百目の銀を支拂ひたい場合には之を三つ出せば多過ぎるし、二つ出せば不足するし、取引の場合に過不足が有勝ですから、その不便を補ふために別に小さな銀塊があります。それを「小玉」とか「小粒」とかいつて大小色々あります。丁銀に小玉銀を加へて所要の銀目とすることは出来ませんが、一々天秤で計らねばならず、兎に角銀の方は取引上厄介極まるものであります。然るに上方では物の直を總て銀目で申しますが、これに反して江戸では金目で物の直を申します。即ち江戸では金一兩につき米何石何斗何升といふ風に勘定をしますが、上方では米一石につき銀何十匁といふ風に勘定をする。相撲取の給金でも江戸では十兩取といひ、大阪では何十匁といふなんとなく大阪の方が弱く聞えます。どうしてかういふ相違があるかと考へて見ると、銀の方が古くから使はれて居ります。足利時代にして、豊臣時代にして銀が多く使はれて居たから、文化の早く聞

けた京阪地方は徳川時代になつても舊習によつて矢張り銀目を遣つたのであらうと考へます。金貨の鑄造は太閤の時にもあつたが、關ヶ原戦争後特に良い小判が出来たのでそこで江戸では金遣、大阪では銀遣と二色になつたに相違ない。さうなつて見ると金と銀との比較が六ヶ敷い問題になつて來た。金一兩につき銀六十匁といふ公定相場が元祿年間に出來てゐるが、これは幕府で定められた金銀の交換率ですが、實際になりますとそのまゝでは行はれません。需要供給の原則に従ひ金銀の釣合が上つたり下つたり變動するのであります。そこで金銀の相場を定める必要が生じて、江戸でも大阪でも「相場會所」といふのが出來した譯であります。錢も同様金一兩に四貫文といふのが寛永年間の公定相場ですが、實際はこれにも高下があります。従つて錢相場を定めることも必要であつたのです。

金相場を立てる事は先刻申しました本兩替屋の相場役が會所に集つてやります。その會所は北濱で只今の株式取引所の所でありますが、そこへ集つて金相場を立てるのであります。同じ兩替屋でも南兩替屋錢兩替などは會所へ行

つて參觀することは出來ませんが、自分が場に立つて相場を立てることは出來ません。之は必ず本兩替屋の相場役に限るのです。相場を立てます遣り方も米相場と同じ事で毎朝十時頃に始め一時間か二時間で終る、始めと終りとは拍子木で合圖をする、場を仕舞つてもなほ立會をつゞけるやうな場合には水をかける、その役人を水方といふ。總て米相場と同様ですが、この方は正金を賣買するだけで受渡は即日限りでありまして、米の方の帳合米に匹敵する賣買法はない、實はあつたのですが、それは表向には許されて居りません。會所でやるのは通用して居る金の賣買だけで賣買高は百兩を最小額としてあります。金相場が濟んでからその後で錢相場を立てます。金の方は一兩を標準として銀何十何匁何分何厘と立て、錢の方は一貫文を標準として同じく銀目を立てます。それから又通用金でない古金或は江戸へ送ります爲替の賣買も致します。この爲替の事を申しますと段々お話が込み入りますが大略申しますと斯うであります。詰り大阪は江戸に對して常に貸勘定になつて居る。そこで例へば或大名が江戸邸で使ふ金子が入るといふ場合に、大阪から現金銀を江戸へ送るとい



ふことは面倒でありますから爲替を買つてさうしてその爲替を江戸へ送つて、江戸で正金を取り立て、需要者に渡すといふ仕組で、それが江戸爲替の起であります。町人の金銀は勿論のこと幕府の公金もさうして輸送するのであります。現金を人に托し馬に附けて送るといふ事も稀にはありますが、さういふ際にはよく飛脚なり率領なりが途中で殺されて金銀を掠奪されたといふ話が御座います。この飛脚についても随分面白い話があります。以前は飛脚問屋といふものがあつて、江戸大阪間の書狀荷物又は金銀の遞送を専門としてゐる、但しその遞送の速力は極めて鈍い、並便だと三十日もかゝる。さうしてその日限を速めれば、速めるほど賃銀が非常に高くなる、六日限で金八兩の運賃が三日限になると金三十兩といふ高價だ。かういふ急便は別仕立てで遞送するは勿論で、依頼する方も非常の場合だから大金を厭はないのである。若し約束の期限から少しでも遅れたが最期、依頼者からお叱言を頂戴するのは判り切つてゐる、そこで川支がありましたといつて誤魔化す。大水が出て東海道の川々の往來がとまる、これは世間周知の事であるから依頼者も泣寝入となる。然るに豈に圖

らんや、これが飛脚問屋の手で實は四日限や六日限の分を請込んで置いて、その信書を直ちに發送した風にして自宅なり會所なりに寝かして置き、他から三日限の注文のあるのを待つて之に抱合はせて遞送するといふ危い藝當をする、それだから遲着するのです。又この飛脚問屋の手代が藏屋敷を廻つて、藏屋敷と兩替屋との間にたつて爲替の口入をして、若干の利潤を占め、さうしてそれを役徳としてゐた事など、お話し申せばいくらでもあるが大概に止めて置きます。大阪に兩替屋がありますやうに江戸にも兩替屋がありました。併し信用制度の發達といふ點に就きましては、大阪の方が遙に江戸よりも勝つて居ると存じます。第一に手形を盛に流通させました。第二に諸國から集まる金を兩替屋へ持つていつて銀とする。金銀の賣買が盛に行はれるので、兩替屋の収入が多い。第三に商人は自分の家には現金を貯へて居ない、必ず兩替屋へ預ける。是等の點につきましては江戸は到底大阪とは比較にならぬ、大阪の方が頗る進歩して居たのであります。

## 兩替屋以外の金融機關

擔保を出して金を借りる點は同じでも、家質や手錠前の類を「書入」と申します。之は擔保品の占有權を移さぬもので、それと反對に占有權を移すのを「質入」と申します。その質入のことを之から簡單に申しませう。申すまでもなく質屋は細民の金融機關で、質屋古金古道具屋古手屋の三つは盜難品紛失品に關係を持つ警察の上から見ても取締が必要でありますから、質屋は極めて早く元和寛永の頃にもう立派な仲間が出来て居りました。古手屋古金古道具屋も同様です。質屋は一人一判では決して質物を取りません、置主と請人と二人の判が入る、住所の曖昧な者同居人、盲目女は請人になる資格がない。質屋の方では質物を取ると「質札」を渡す。質物を請出しに行く時はこの質札を持參せねばならなかつた。それが後になりますと「通帳」になつて非常に便宜を計らふやうになりました。それから質物は三月経過しますと流れる。この三月といふ期限は何處から出た、どういふ譯で三月にきまつたのかと、大阪町奉行所から質屋仲間に関合がありましたところ、その謂れは一向に存じません、たゞ古來の習慣でやつて居

りますといふ質屋仲間の返答でした。して見ると期限を三月にきめた理由は以前既に分らない、さうして今もなほ判りません。但し三月経過しますと流れる定法であります、大阪では翌月の二日までは待つて呉れる、これは文政八年の定と判然してゐます。質屋が質物として取りますものは衣類が第一であります。これは利息が安い、刀脇差、道具類になりますと利息が高い、品物によつて利息の高下があります。それから質物として取つて悪い物は染物、それから仕立物、帆木綿などです。帆木綿は何故取つて悪いかは判りません。寺院の什寶なども取つてはいけない部です。質屋の總數はなか／＼多い、大阪中で一千人以上もあつて、これが大阪質屋株、天滿質屋株に分れ、天滿の方は更に今井組、中村組に分れてゐる。この今井中村といふのは惣年寄で、惣年寄が質屋年寄を兼ねてゐるのです。

特種の貸付金には大阪町奉行所で取扱ふのを「御貸附銀」と申して居ります。これは利息が安い、尤も貸倒れになることは決してないから利息も安くて宜しい。關所銀といつて沒收した町人の財産をこれに廻した事實が見えますが、御

貸附銀の詳細なことはまだ申上げかねます。史料が乏しくて判然いたさんです。この御貸附銀に似寄つたものに「名目銀」と言ふものがあります。これは表向宮様或は門跡様などが、経費の補足にするといふ名義で、御手許の金銀を貸附けるのでありますが、宮様門跡様のお手許から出るのは「種金」と申しまして僅に貸附銀の一部で、到底それでは足りないから財力ある町人が残りの大部分を出して貸附元銀とする。町人の出すのを「差加金」と言つて居ります。名目銀は訴訟になる場合に同一被告に對し外に幾口の金銀出入があつても、それを中止し名目銀の分を第一に取上げて返済方を命じてくれますから、詰り先取權を持つて居る譯です。従つてこれには大に弊害がありました。宮様や門跡様をだいにして、腹黒の町人共が利を貪る不埒な仕方であるといふので、松平樂翁公などは烈しい非難を之に加へて居られます。

貸付方も今一つ悪くなつて參りますと、高歩貸即ち高利貸といふものがあります。これは主に大家の若旦那などが遊蕩費に詰つた時に借りる金で、一名「大盡金」と申します。當人の父兄の財産を目當に貸す金で利息が非常に高い。併し

何割以上を以て高利とするかと申しますと、誠に返答に困る、幕府の規定によりますと——それは享保年間で御座いますが——公定の利率といふものは二十兩一步といふ事になつて居る、無論一ヶ月の利息で、即ち年一割五歩に當ります。ところが天保年間になりました、この利率を引下げて廿五兩一步、即ち年一割二歩といふ事にしたのであります。これは幕府の公定の利子ですから、貸金銀の出入になると假令證文面は二割の約束であらうと、三割の約束であらうと、この公定利子以上には取れないのであります。それなら公定利率以上の利子を取れば、高利であるかといへば、さうも言ひかねる。貸出の金高により利率に高下のあるのは當然ですから、一概に何割以上は高歩と認むといふやうな事は言ひ兼ねるのであります。證文面は公定利率に依りましても、貸借の際彼我當事者間の約束でどうにでも出来る、禮金筆墨料の名前で公定利率以外のものを取らうと思へばそれも出来る、高利の取締は結局出来ないものと存じます。それから細民になりますと、「日濟」と申しまして毎日元利を濟し崩しにして借りるのがあります。その一種に「六齋」と申しまして、錢一貫文を借りまして月の六齋即

ち一六とか三八とか六回に二百文宛返すので、一貫文につき一貫二百文を返す、月二割になりませぬ勘定ですが、それでも借りる人は澤山あつた。もう一つ金融の方法と致しまして、大阪で「頼母子」江戸では「無盡」と申す遣方があります。これは一種の信用組合で、一番最初の掛金は講元に呉れて遣るのであります。さうして二回目から入札をする、入札をしないで籤でとるのもあります。この風は現今でも残つて居ります。

## 江戸と大阪との取引

次に江戸と大阪との町人同志の取引のことを申します。この大阪へ諸方から集つた荷物の大部分は江戸へ参ります。詰り大阪は物資の輻輳する所、江戸はその消費地で御座います。それで大阪と江戸との間には陸路の交通も御座います、これは人足や駄賃馬によるのですから、安全は安全ですが、運送する荷物の分量は極めて少かつた。後世になつても荷嵩の低い金目のものは依然として陸路によりましたが、一般の貨物は海路に依る事となつた。海路によれば多數の荷物を一時に輸送することが出来て非常に便利である。この荷物船を

「廻船」と云ひ、江戸大阪間を往復する廻船には二通りあつて、一つを「菱垣船」ヒシガキネ、今一つを「樽船」と申します。何で樽船と申すかと言へば、これは主として酒樽を積込んだからです。菱垣船の名稱については色々の説もありますが、荷物が舷外に零れ出ぬやうに船の兩舷に垣を立てる、その垣の筋が菱形になつて居りますから、菱垣と言ふといふ説が一番妥當だと信じます。さうして大阪から江戸へ行くところの品物はどんなものかと申しますと、先づ酒・綿油・紙・木綿・藥種・砂糖・鐵・蠟・鯨節といふやうなものが主なもので、その中酒は樽船に積み、その他の貨物を菱垣船に積んだのであります。この樽船は速力が早い、同じ積むなら江戸へ早く着いた方が利益があるから菱垣へ積むべき荷物までも樽船へ積むといふ風になりましたので、菱垣樽兩廻船問屋の間に積込荷物の競争が行はれました。菱垣一方積と申しまして、或時代にはこれ／＼の荷物は必ず菱垣船へ積むといふ規定なども出来ましたが、兩者の間の競争は中々止みませんでした。この菱垣船は元和の落城後間もなく作られた。して見ると江戸と大阪との間の海運は随分古くから行はれたものと言はねばならぬ。

菱垣船は最初は漸く三四百石積の船で、後世になつてこそ千石以上のものも出来ましたが、最初は小さいものであつた。それで遠州灘を乗つ切つて行くのですから、無論再三難破します。難破の時には先づ積荷を海中へ抛つて仕舞ひます、それで大破しながら助かることもある、船頭水夫の苦心も空しく沈んで仕舞うこともあります。が、どちらの場合にしても損害問題が起ります。今日でも難破船の損害を計算分擔する場合にはよく議論が起る、まして法律や規則の不備不完全の時代では一層面倒であつたと想像せられます。結局荷主も廻船問屋共に迷惑でありますから、これは一つ組合を立て、さうして仲間規約を確かりと極めた方がよからうといふので、元祿年間に江戸の荷主を十組に分け、行事を置いて十組全體の取締をする、菱垣船の船體船具の検査もするといふことにした。その後になつて酒荷だけが分離して樽船といふものが出来た次第で、雙方の廻船問屋は安永年間になつて立派な株仲間となつたのです。それから江戸の十組問屋に對して大阪では「江戸買次問屋」といふものが出来ましたが、それが後に二十四組江戸積問屋仲間名乗り、これも株になつて居ります。江戸の十

組問屋と大阪の廿四組問屋とは注文主と買次人との關係で、その商品を運搬する役目を勤めるのが廻船問屋であると、かう御了解を願ひます。

十組問屋の注文の仕方を申しますと、これ／＼の直段でこれ／＼の品を買へと所謂差直で大阪の廿四組問屋に注文して來るのが普通であります。中には直段を差さない、直段は大阪の問屋に一任して品物だけを注文して來る場合もあります。之を任せ注文といふ。さうすると大阪の問屋では充分責任を負つて成るべく安い直段で送ります。又「送荷物」といつて注文のないのに大阪問屋から江戸問屋へ送付けて賣捌いて貰ふものもありますが、この方は少かつた。先づかやうな仕組で江戸大阪間の取引は盛に行はれて居りましたが、何と申しても帆船前船時代のことですから、折角出帆の用意は整ひながら、天候の都合で船を出せぬこともあり、又俄に時化があつて難破することも珍らしくない。さうすると江戸の方では大變困る。例へば油が來ない、所謂「油切れ」といふことになり、ますと、江戸で油の直段が非常に高くなる。大阪から來る油の外に江戸近在から出る油もありませうが、多寡が知れてゐる。今日では瓦斯あり電氣ありで、水

油の難有味が一向分らぬが、従前は夜分の燈火用としては第一の必需品であつたから油切れになると江戸は大騒です。獨り油ばかりではない。大阪から來る商品の全般に亘つて供給配布の不平等にならぬやう、江戸の諸色直段が暴騰暴落せぬやう、それには先づ十組問屋の組織を改良し、堅固なる菱垣船を新造して荷物運送の萬全を期したいといふ大計畫を起したのが、江戸の町人である杉本茂十郎といふ者です。天明四年から享和三年まで二十年間の海難損金が總計金三十五萬八千兩餘、文化五年の調査による菱垣船の總數三十八艘といふのですから茂十郎の考は時機に適したものと云はねばならぬ。そこで彼は文化五年からかゝつて十組問屋を擴張して六十五組千九百九十五株とし、毎年一萬二百兩といふ莫大な冥加金を幕府に納めて菱垣廻船積仲間十組問屋といふ立派な株仲間とし、その頭取に任せられ、一方には冥加として三橋會所を立て、大川筋にかゝつてゐる永代橋、新大橋、吾妻橋の普請修繕をやり、また菱垣船の數も新古合せて八十艘までに増加した。安永度の調に菱垣船百六十艘、樽船百六艘とありますから、丁度以前の半分までに恢復したことになる。茂十郎は一方では

大山師と言はれて居る者ですが、兎に角こんな大事業を仕遂げた。この功によつて同人は苗字を許され三人扶持を賜はり、町方御用達といふ肩書附で得意の絶頂に達したのですが、勢利のある所へは小人が蟬集する、餘程確りしてゐないと自分自身もその仲間に捲込まれる。折角杉本茂十郎も幕府の恩賞に預る程の事業をしながら、文政度になつて不正の廉によつて町方御用達並に十組問屋頭取を取放たれて仕舞ひました。

#### 株仲間の解放

茂十郎は罷められても、彼の作った十組問屋は依然として莫大な冥加金を納めてゐる。その一萬二百兩はどこから出て來るかと申しますと、それは大阪から積取つて江戸で賣捌く商品に對して普通の利益以外に附加せられて居るのに相違ない。冥加金の金額だけが附加へられるのではなくて、それ以上に附加へられてあるのであらう。併し冥加金問題より以上に、株仲間の組織即ち營業の獨占が物價を高直ならしめるものである、宜しく株仲間の組織を解き、諸

色直段を下落せしめよといふ議論は、文化文政以後盛に唱へられた。藤田東湖などもその説である。實際文化文政以後江戸の諸色直段が高くなつて市民が困難するのを見ては、志ある者が物價騰貴の原因を探究して、それを除却しようといふのは當然の勢であつたらうと考へます。そこで天保十二年十二月のことでありますが、時の老中首席でありました水野越前守忠邦が斷然この十組問屋を解放して仕舞つた。十組問屋だけではない、總ての株仲間を解散し、その代り以來冥加金は上納に及ばぬ、如何なる商品でも素人直賣買勝手次第である、菱垣樽船積荷物も在來の規定に拘らず、荷主船主相對次第便利の方へ積込み運送せよと命じました。これは天保の改革の中の一つであります。

一體株仲間といふものは、幕府の公認を得た同業組合であります。自分の利益を保護するために同業者が集つて仲間を組織したのもあり、官府から取締のため同業者に勧誘して仲間を組織せしめたのもある。さういふ株仲間が江戸にも大阪にも百以上あつた。さうしてそれ等の仲間には第一に仲間の人員を限つて居ります。中には希望次第加入を許すのもありますが、大體におい

て人員を限つて居ります。第二にはその仲間に加えぬ者が仲間と同じ業を営むことを禁じて居ります。よし禁ずるといふ明文はなくとも、左様な者があれば仲間から町奉行所に訴へて之を差止めてゐる。無論自分等の家業に差障りがあるからで、株仲間は營業の獨占權を有すと申すべきです。第三には株仲間は冥加金を納めるとか、或は政府で必要な物品を無代で納めるとか、無賃の人足を差出すとか、何か然るべき負擔を有してゐる。取締の必要上幕府から設立を勧誘した株仲間には負擔のないものもあります。かやうに株仲間には營業の獨占權がありますから、新規に何か業を始めたいと思へば、その仲間へ加入せねばならぬ。然るに仲間は大概人員を限つてゐる。換言すれば株數が一定してゐるから、若し是非仲間に入りたくなれば、その仲間内で空いてゐる株を買はなければ入れません。詰り營業權を買ひ取つた上、その他にも色々な費用―諸祝儀銀振舞料の類を出した後、始めて仲間の一人として開業することが出来るのであります。株によつては千兩株など、稱へて一株の價が千兩したのもあつたといふことです。

株仲間は解放されましたが、果して幕府の豫期の通りに物價が引下つて、貧民が生活の安定を得たかと申しますと、決してさうでなかつたのであります。ことに株仲間の廢止によつて生れた結果を擧げて見ますと、第一に警察上の取締に困つた。元來質屋古金古道具屋古手屋といふやうな仲間の成立には警察的の意味が含まれてゐる。今までは仲間を組織してゐたから、盜難品や紛失品があつた時、その品觸を仲間の行事に渡せば、行司から仲間全體に迅速に通知し、盜賊惡漢を捕縛する手掛をも得た。仲間が解放されて見ると、誰へ品觸を渡して、どう通達せしめて宜いか一向見當が付かぬ、従つて盜賊惡漢の捕縛の手掛は斷絶して仕舞つた。次に營業の獨占を解き、何人でも勝手次第に賣買せよといふのであるが、さてさう勝手に開業の出來ぬものがある。例へば兩替屋を開業しようとして、多額の資本を備へた所で、信用がなければ取引する者はない。而も信用は一朝にして得られぬものである。して見れば、營業の自由は誠に結構であるが、突然それを與へられたとて、直ちにその効果を示し得ぬ商賣が色々あると云はねばならぬ。次に株の價がなくなつた。今までは株に價があつたか

ら、これが財産の一つで、質入をして金銀を融通する、貸す方でも安心して貸したものが零になつたから、商人の財産が一度に減じた。それから新規に容易に着手し得る商賣の方はどうかと見ると、新規の商人の悲しさには、需給の様子が分らぬから、仕入方が無茶である。在來の本當の商人はこの先どうなるか分らぬから、皆手を引いて暫らく傍觀の態度を持して居る。そこで商品の分配が調子よく行かぬから、物價は亂高下を生じて來る。株仲間を解放したことは大變宜いやうに思はれたが、實際その結果は色々な不都合を生じて來た。水野越前守の折角の英斷も商業組織を紊したゞけで、幕府が豫期したやうな結果は得られなかつたのであります。そこで遂に嘉永四年―彼のペルリが浦賀へ参りました前々年―株仲間の再興を許しましたが、もうこの時は幕府の末でありました。立派な組織も出來上らずに、ぐずぐずのうちに御維新となつて仕舞ひました。

## 大阪町人の富力

大分時間も経過しましたが、最後に大阪の町人の富の程度、これを一口なりと



お話ししてこの講演を終わりたいと思ひます。統計の進歩した今日に於てさへ富を計るといふことは困難と存じます。まして數字の不完全な維新以前に於て、大阪町人の富の程度をお話しすることは困難ですが判つてゐることだけを申上げて研究材料に供したいのです。先程申しました享保十六年の御買米、その時幕府は大阪町人に命じて六十萬石の米を買はせたのでありますが、これを第一回として幕府は都合四回も大阪町人に米を買取らせて居ります。この御買米が姿を變へたものが御用金で、町人に直接米を買はせる代りに金銀を出させ、それを諸侯の拜借金にあてたり或はその一部で米を買はせたこともあります。御買米を命ずるのは米價を引上げて諸家を救済してやるのが目的、又御用金を命ずるのは諸家に拜借金を許して之を救済してやるのが目的、目的は雙方共全然同一です。「御買米」「御用金」といふ風に徳川時代には無暗に「御」の字がつく、これは尊敬の意味ばかりでなく、公儀といふ意味がありますから序に申して置きます。さて御用金は寶曆十一年といふ年に始めて大阪へ命ぜられて居りますが、それから以後慶應の二年に至るまで前後九回御座います。して見るとお買米

が四回御用金が九回都合で十三回となりますが、その中文化七年は最初にお買米を命じて、それがうまく行かずに御用金に變つたのでありますから、それを一度と勘定しまして前後十二回といふこととなります。その中一度、嘉永度の分は御用金でなくて上納金―上納金と云へば取上切りになる―でしたが、兎に角享保十六年から慶應二年まで百三十六年ですから平均十一二年目に一回づゝ大阪町人は幕府の命令で苦しい思をしながら大金を吐出した。それから御用金の性質が天保改革を堺にしてその前後ですつかり違つて居るといふことを御注意願ひます。天保以前の御用金は諸家を救済するといふ意味でありましたが、天保十四年の御用金以後は、幕府自身が自分の費用を支辨するために、大阪の町人に出金させるといふ意味に變つて來まして、これは大變な意味の相違であります。

この天保十四年の御用金は一番名高い御用金で、その金額は百十四萬兩といふ莫大な高で、これは大阪ばかりでなく、西宮、兵庫からも取り立てましたが、百十四萬兩といふ總額の内で堺外二ヶ所は極く小部分で、大部分は矢張り大阪で

募つたのであります。當時色々な話が傳はつて居ります。その一つは是まで主として御用金や御買米を命ぜられて居りました豪家が二十數軒あつたが、今度はその中の二軒鴻新と近休即ち鴻池屋新十郎と近江屋休兵衛とは近年家政が衰へたといふ評判であるから御用金を命じなかつた。これは命ずる方では命じては却つて迷惑だらうといふ手心を以て、今度だけ省いて遣つたのであります。二軒ではこれを聞いて却つて當惑した。今まで御用金や御買米を勤めてゐたのに今度だけ外れたといふことになりますと、自分達二軒は身上不如意の旨を公認せられたことになる。それでは取引先の信用を失つて、一遍に取附に遭う、忽ち身代潰れとなるから、どうぞ手前の方も御用金を仰付けられたいと、自分の方からたつて願出で、御用金を勤めたといふことです。

御用金といふものは、今日の所謂公債を強制的に募集するやうなもので、これは必ず返すといふのが原則であります。御用金といふと取上切りのやうに解釋せられる方がありますが、それは大間違で、必ず返す、而も若干の利息を附けて返す、勿論少しばかりの利息で普通の貸借の利子とは比べものにならない。加

之十五年とか二十年とかいづれ永い間に年賦で返すといふことになつて居りますが、決して取上切りではないのですから、その段は能く御承知を願ひたい。上納金とは違ひます。それから又御用金に關しては民間の書類が随分澤山ありますが、大抵は最初に幕府の方から銘々に申渡した金額を書記してあるばかりで、實際にいくら納めるといふ所謂請高を書いてあるものは稀である。勿論請高は申渡高より少い、そこに數字の大きな差違が生ずる譯で、それより更に一步を進めて、御用金高が如何に返濟せられたかといふ手續を書いたものは殆どないと云つて宜しい位です。御用金を命じます時には、幕府から態々役人が來阪する時もあり、或は又大阪の町奉行が命ずることもあります。天保十四年の御用金の時には、勘定吟味役の羽倉外記號を簡堂といつて色々漢文の著述のある人ですが、その人が來阪して御用金を命じました。一體御買米でも御用金でも大阪の町人全體に命ずるのではない。或年の御買米は三郷町々に命じた事もあるが、それは特別の場合で、普通は町人全體の中から然るべき人々を撰んで命ずるので、その選定には如何なる方法を採つたか、何か標準とするものがあつた

に相違ないのでせうがよく判りません。併し兎に角最初は豪商中の豪商ともいふべきものを呼出して申渡す。第二回には二流の豪商を呼出して申渡すといふ風に數回に分けて御用金額を申渡す。さうすると命ぜられた方ではその金額を直切る。現在は手元不繰合せで、これ位の金高でなければ出来兼ねますからどうかそれだけの御請高で御開届を願ひますと言つて、指定せられた金額を直切るのではありません。かういふ場合には主人は病氣だと斷つて代人を出す。役人の方ではそれを聞いて、以ての外のことである、お前では判らぬから主人を寄越せといふ。主人は只今病氣中で御座いますから、歸りまして相談の上御返事を申し上げますと答へると、愈大病ならば駕籠で出て來いといふ位な權幕で、五回も六回も押問答を致しまして、その都度幾らかづ、請金高を上げ、結局或妥協點に落付く。こゝに始めて請高が極まり、それから請書を出して漸く事濟となるのであります。大阪の大家では往來に面した壁は本塗をしない、今もその風が残つてゐます。それは何故かと申しますと、御用金を命ぜられました時に、手前方では店の普請すら成就致しませぬ程不手廻で御座いますと云つて、御用金

を直切る口實にするためだといふことを、先年或老人から承りましたことが御座います。

天保十四年の御用金は百十四萬兩といふ金額を募り得ましたが、折角今度の事件に苦心した羽倉外記がもう一步で江戸へ入る品川まで着いた時に、肝腎の水野越前守が免職となつて仕舞つた。引續いて越前守の股肱となつて働いた者も多くは免職となり、外記もその一人であつた。それですから御用金百十四萬兩の用途は暗から闇へ葬むられて仕舞つて判りません。何のためにかゝる大金を募集したか、不明なのです。外記が大阪で町人どもへ諭した言葉の中に、窮民賑恤その外普く御仁政を施されるために、其方共一同へ御用金を仰付けらるとありますが、如何にも漠然として捉へ處がない。この事は私が大阪に居りました時にとり、判らず仕舞でありましたが、その後東京へ歸りまして、舊幕府の引繼書類の中から、天保度の御用金に關する重要書類數通を見出し、したが、水野免職後間もなく勘定奉行等が連名で土井大炊頭に差出した書類―水野の免職が天保十四年閏九月で、この書類の日付が十一月ですから、免職より僅

か三月後の書類に御用金の一部の使途について水野の腹案をのべてゐますが、それは二十五萬兩位もあれば足りる。残りの八九十萬兩を何に使ふ積であつたか、委細の儀難相分候とあります。勘定奉行といへば今の大藏大臣に相當する、又土井大炊頭は水野に代つて老中首席になつた人ですから、今の内閣總理大臣に相當する。當時の大藏大臣が總理大臣に報告した書類に、既に委細はわからぬとあるのですから、それから數十年を経た今日、私如きものに判らう筈はないといふことだけが判つて、やつと安心しました。

天保以後幕府は内外多事で經費が支えきれぬ。そこで嘉永度には大阪町人に上納金を命じ、萬延と元治と慶應とには御用金を命じてゐる。かう頻繁に大金を吐出させられては町人も苦しいから、幕府の思ふ通りには金額がよらぬ。幕府の方でも何とかして町人に出させようとするから、言葉が次第に荒くなり、説諭が露骨になる。「近年外國人がやゝもすれば浦賀や長崎表へ來て交易を願立て、その都度人氣の動搖する事は、其方共も承知であらう。萬々一彼より不法を仕向けてくれば、止むを得ず戰爭にも及ばう。その節武士は戰場に出で潔よ

く屍をさらし、農夫は歩役にとられて流丸にも當らう。唯工商だけが何の役儀も勤めぬのであるから、せめて此際出金を申出でたらよろしからう。戦あれば彼から押寄せることもあるし、時と場合によつては我より焼拂ふこともある。さすれば住馴れた家藏も貯への金銀も何の役にもたゝぬ、妻子眷屬離散の憂目を見るであらう。さういふ事の起らぬやうに、國中津々浦々に至るまで武備の御世話をなされるのであるから、其方共に於てもこゝを考へて早速金高を申出づるのが町人としての御奉公であらう」といつたやうな工合です。もつと烈しくなると、これ程理解を加へても會得致しかねるやうなもの、大阪に置く必要がないから左様心得よ」と叱付けたこともあり、嚇されたり賺されたり、色色な目にあつて、結局或程度までは出させられます。本來御用金は償還せらるべきものです、幕府も苦しいから、前の御用金の年賦償還が済みきらぬ中に、次の御用金を命ずる。さうなると町人の方ではその償還残額を新規の御用金額の中へ繰入れ、之を既納分とし、その残額を年賦で上納するといふ約束をする、勘定が甚だ込入つてまゐります。それですから幕府の方で償還すべき金額も町

人の方で納入すべき金額も、慶應三年幕府が引つくり返つてしまつたために打切となつて仕舞つた。之は不時の出來事で御用金そのものゝ性質には影響しない。兎に角享保以來十二回の御買米御用金に應じた大阪町人の富力は素晴らしいものであつたと固く信ずるのであります。

今日は雨天の際斯く多數の御來會を得まして、自分の不束な講演を長い間靜肅にお聴き下さいましたことを厚くお禮申し上げます。

大阪文化史(大大阪記念講演集)所載 大正十四年八月

### 日本經濟史研究(終)

### 索引

索引

了

青地四郎左衛門 二四  
青物市場 四九  
青山九八郎 四〇  
赤坂組 三三  
赤本 三六  
上り株 三九  
上り場 四二  
上金「獻金に同じ」 四〇、四六、四九  
揚錢 三六、三六  
明智光秀 四九  
安治川 六六

索引

二四  
四九  
四〇  
三三  
三六  
三九  
四二  
四〇、四六、四九  
三六、三六  
四九  
六六

七三―七四

安治川命名の觸書 四  
安治川口 四  
安治川新地 六六  
淺草茅町 六六  
淺草組 三三  
淺草新堀常凌附屋敷 三三  
淺草の御藏 三三  
麻布組 三三  
淺間山の大噴火 三三  
愛宕前藥師 三三  
當額「富を見よ」 三三  
當人「富を見よ」 三三  
(御)預支配 三三  
東屋權右衛門原氏 三三  
跡名主役願「名主の退役及び繼承の  
手續を見よ」 一

跡部能登守良弼

有馬兵庫頭氏倫

阿波座

あるき「下役に同じ

阿波堀川、阿波座堀川

四九四、六七三

間々「富」をも見よ

二天

合卷

井岡佐五郎

扇谷定繼「札差事略」業要集をも見よ

醫學館

一〇三—一〇七、一四〇—一五五

伊賀組

近江屋休兵衛

四〇〇、四〇七

池田筑後守長惠

近江屋三郎兵衛戸木氏

二八

池田播磨守頼方

近江屋半左衛門

四三三

池田伊兵衛

近江令

一九

石川島人足寄場「人足寄場」をも見よ

油切れ

八元

石河土佐守政朝

油紋人足

五六

石塚三九郎

阿部伊勢守正弘

一五、五三

石原左衛門五郎高家

阿部遠江守正威

五八

石丸石見守定次

天野屋利兵衛

六五

石役

六六

石山合戦

四〇

伊勢屋總右衛門青地氏

二四

石山本願寺

四九〇

伊勢屋惣次郎青地氏

二四

伊勢屋幾次郎青地氏

二六

伊勢屋太郎左衛門

一〇四

伊勢屋市右衛門高橋氏

一〇二、一一五、一二七

伊勢屋忠兵衛

一〇〇

伊勢屋伊兵衛

一〇〇

伊勢屋富之助(中村氏)

一一三

伊勢屋嘉左衛門中村氏

一一三

伊勢屋萬次郎(村林氏)

二七

伊勢屋加右衛門太田氏

二七

伊勢屋半兵衛(相磯氏)

二二

伊勢屋嘉兵衛(松岡氏)

一一〇、一五五

伊勢屋武助

四

伊勢屋久右衛門村林氏

二七

伊勢屋平左衛門辻氏

二七

伊勢屋喜太郎(三宅氏)

二二

伊勢屋彌吉(外山氏)

一一三

伊勢屋三郎右衛門

二二

伊勢屋彌太郎(外山氏)

一一三

伊勢屋四郎次郎村林氏

二六

伊勢屋彌兵衛(高田氏)

一一三

伊勢屋四郎兵衛村林氏

二六

板獄門「米切手」をも見よ

六、六七

伊勢屋四郎兵衛青地氏

七

立賣堀川

六四

伊勢屋清七(出口氏)

二六

井筒屋義兵衛(夏目氏)

一〇六、一一四

伊勢屋清左衛門中村氏

二三

井筒屋三右衛門(米津氏)

一一五

井筒屋庄兵衛藤井氏？齋藤氏？	一八、二五	五節「富をも見よ	二九、三四
井筒屋甚三郎	九	伊藤源兵衛	一〇七
井筒屋八郎右衛門(夏目氏)	一九、二四	伊藤權太郎	一〇七
泉屋	六〇	井戸對馬守覺弘	五九、九一
和泉屋喜平治(中井氏)	二六	絲割符惣年寄「惣年寄を見よ	六五
和泉屋喜四郎(中井氏)	二六	稻垣淡路守種信	五三、五五、五〇
和泉屋源兵衛伊藤氏	一〇、二五	伊奈友之助	一四
和泉屋才兵衛(入山氏)	二六	「稻の穂」	三四
和泉屋甚左衛門(住友氏)	二〇	岩井半四郎	三四
和泉屋太七(細谷氏)	二九	茨木屋安右衛門	四〇
泉屋茂右衛門(丹羽氏)	四五	言合直段	八二
一領一疋	四五	家請會所	七三
一領具足	四五	家請人	七三
一色山城守直温	六七	家請判賃	七三
一の舊藏書類	一〇	家質	八〇
一錢劔	二四	家質證文	七三、七五

家質差配所	七三	請取普請の弊	五〇
家質差配所奥印	七三、七五	負人質屋に於ける	二〇
家持借家宗旨人別帳	七六	打崩	四二
家持借家宗旨人別帳前書	七五、七六	内高	七九
今井組	八三	内床「髮結床をも見よ	三〇三
今藤某	四三	團扇人足	七五
貸稻	二〇	内山彦次郎	三九〇、三九四、四〇七、四一〇、四一四、四一七、四二〇
入合支配「名主をも見よ	三三	馬左衛門	五九
入堀川	八〇	裏借家人「借家人を見よ	八二
入替兩替屋「兩替屋を見よ	四二	賣埋	八二
陰徳太平記	四二	賣掛金	二六
ウ		賣方(札差業務に於ける)	一四
請負地	六七	賣側	五
浮置	毛	運送方(札差業務に於ける)	一四
請取方(札差業務に於ける)	一四	エ・エ	



英國經濟史家の説

英泉	三三	江戸十組諸問屋	六	三三
衛錢	三三	江戸年頭献上物進上物代並		
穢多「長吏をも見よ」	三二	惣年寄惣代道中逗留諸入用		三六
穢多崎	三二	江戸繁昌記		三六
穢多頭	三三	江戸堀川		三六
繪草紙	三三	江戸堀川下、鼻		三三
繪草紙掛名主「名主を見よ」	三三	江、島下、鼻		三三
江戸	三三	江原屋佐兵衛		三三
—の人口と町數	三三	延喜式の主稅式		三三
—の行政組織	三三	遠國役		三三
—の發達	三三	圓滿院宮物成拂代銀		三三
江戸大富集	三三	圓滿院宮御兼帶所宇治平等院寄附講銀		三三
江戸爲替	三三	オ・ヲ		三三
江戸買次問屋	三三	小笠原壹岐守長行		三三
江戸會誌	三三	小川勘左衛門		三三

岡本常安	八〇	追増金	二〇六
岡本撫山	八〇	太寶惠「惣元帳に同じ」	一四三
奥印金	八〇	大井帶刀	三三、三二
奥内帳	八〇	大鐮	三九
送手形	八〇	大岡越前守忠相	三九、三二、三二、三二、三二
送荷物	八〇	大草安房守高好	三六、三五
桶伏直段	八三	大口屋猪三郎竹内氏	二九
おこも「野非人」に同じ	八三	大口屋源七	三九
御作事扶持	八三	大口屋治左衛門	三九
押込	八三	大口屋治兵衛	二四
小田切土佐守直年	三七	大口屋彌右衛門竹内氏	二九
小田原	三七	大御所様	三六
追書	三七	大阪	三六、三六
越年米高	三三	—は天下の臺所	三六、三六
尾張屋八右衛門西谷氏	三三	—の阪といふ字	三六
追出	三三	—の人口	三六

一の町數	六九	大阪頭巾	三四
一の運河	四四、五〇	大阪三郷	六〇
一の火消制度	五三	大坂袖鑑	六六
一の町奉行	六三	大阪市史の編纂	六六
一の新地開發	六七	大阪釣鐘町鐘銘	七二—七四
一の地圖	四三、五三	大阪町奉行起請文前書	七四—七六
一日本經濟史上の	六〇	大阪陣屏風	四九
大坂表の用金令「御用金をも見よ」	六六	大阪屋彌惣兵衛渥美氏	二二
大坂表の買米令「御買米をも見よ」	六六	大阪屋茂十郎(杉本氏)	三三
大坂表正米切手注文取次所	二、六八	大鹽平八郎	三六
大坂表御用金井上金近増金等大辻書	四七	太田牛一	五九、七六
大阪關係の史料	六七	表借家人「借家人を見よ」	四二
大阪質屋株	八三	表高 <small>シラカ</small>	五〇、六九
大阪築城	四三	折焚柴の記	五九
大阪町人の信用	五八	女髮結「髮結床を見よ」	三九—四一
大阪町人の富力	八四—八五	一禁止の令	

女淨瑠璃	三六	書入	八三
女半天の禁止	四四	書替方	二一
隠密廻 <small>カクレモノ</small>	三三	書替奉行	五、八九
陰陽師	五五	垣屋義輔	八九

カ

(御)改正會所	九、二三	學者階級	四六
垣戸番	六九、七七	學問所	四九
海部堀川	六四、七三	欠落人	五九—六〇
加印貸	二四	賭事	四三
盍徹問答	五四	駈込訴	三七
郷印證文	三二	欠付(駈付)	二七、三〇
郷質	三七	欠付鑑札	二九
高歩質	八四	蔭影富「富をも見よ」	二九、三三
嘉永札	二九	掛屋	五三、六四
家屋の賣買	七〇—七三	掛分	六三
		圍内 <small>カケ</small>	五九

團置	三〇	鹿嶋屋利右衛門鹿嶋氏	一〇
團穀	五〇、五〇	鹿嶋屋利助鹿嶋氏	一〇
笠倉屋喜右衛門林氏	一三	加役	六七
笠倉屋彌七佐藤氏	一五	片町	六七
河岸地買加金	三一	片町組	六
貸付金	二〇七、九三	刀狩	五〇、九
(御貸金會所)	二九	上總屋銀次郎	四九
貸金の公定利息	八七	上總屋源三郎(山本氏)	三六
貸附金高取調書天保十四年九月	六	上總屋源七(山本氏)	一三
貸付元銀	八四	上總屋五兵衛	一三
加州米	八三	上總屋五郎右衛門佐久間氏	一四
加島屋久右衛門	四二	上總屋庄助(工藤氏)	四、三四
鹿嶋屋貢吉(鹿嶋氏)	二二	上總屋八右衛門(谷口氏)	三
鹿嶋屋清三郎(鹿嶋氏)	二二	勝鹿文庫	三
鹿嶋屋清助(鹿嶋氏)	二二	加藤大和守泰堅	一九
鹿嶋屋清兵衛(鹿嶋氏)	二二	假名交文の文書	六七

川魚問屋「耐賣仲間」に同じ	四九	一の解放	三六、八二
川方	六六	一の解放の結果	三〇一、三三、八四
川方掛	六八	顔見世銀	七三
川凌	五〇	額割	七五
川凌買加金	七三、七四	鎌倉幕府	二六
川凌買加金差紙	七五、七六	上地半兵衛	二
河村瑞賢	六七	上積問屋株	三
川村傳右衛門	二一〇、一〇三	紙子代	七五
瓦町	四八、八	紙屋利兵衛	七二
加判人	五	髮結床	一五、七、七
(御買米)	四二、六五、八四	一の起原	二九
享保十六年の一	三三、八〇七	一の營業鑑札	二六、二八
文化三年の一	三、三三	一の二種類	三〇
文化七年の一	三、三三、四三	一の組合	三〇、三〇一
買埋	八三	一の組合の行事	三〇
株仲間	三三、五三、八三	一の株仲間	三〇

仲間判形帳前書	五二—五三	家老	六五
仲間の負擔	五九—六〇	烏番	一四〇
株代金	三〇七	唐物掛	六八
の仲間解放	三〇九、三一	唐物屋	二六
髮結仲間の再興	三三	假札	二八
床の賣渡證文	三〇四	借米	二八
と牢屋敷との關係	三〇—三二	(御借切)米手形	三三
研究の參考書	三〇	輕子	三九
髮結賃	三〇六	輕目金	三九
女髮結	二九三、三九	神田御社	二八
髮結掛名主	三九	神田組	三〇
髮結年行事	三〇三	(御勘定奉行	三〇
龜岡八幡宮	六一	キ	
茅町二丁目	四		
茅場町天神	二四	紀伊殿用度金	三四
茅場町藥師	二五	紀伊國名草郡三上村の人口	二五

紀伊國屋與惣兵衛服部氏	二三	木津川口	四
紀伊國屋藤右衛門	六四	切手入替の貸借	一〇
久兵衛(代々木の)	六〇	切手改役	五九
舊里歸農	五六、五七	切手帳	一四
寒捐高	六	木戸番	七六
桔梗屋五郎右衛門	六四	畿内治河記	七七
饑饉	五三、八八	歸農令	五五—五〇、五四
義倉	五九	黄表紙	三六
北組	六〇	木札數役	二八
北小路宗四郎の由緒書	二五	木札運役	二八
北小路藤七郎	二五	金兵衛(家主)	二六
北堀川	四五	基本帳「奥内帳」に同じ	二四
北町奉行所	六九	肝煎	三六
喜多村	六九	肝煎名主「名主」をも見よ	六〇、六五、六四
喜多村彦右衛門	五七、五七	行事役	六〇
北村亮三郎	四〇	京橋	七六

京橋組  
 享保札  
 享保撰要類集  
 京町堀川  
 逆取付  
 木屋庄三郎(村林氏)  
 起立人  
 切米  
 (御)切米手形改  
 (御)切米控帳  
 限市  
 切金  
 (御)金方  
 銀掛屋  
 銀切手  
 金相場

二七  
 二九  
 四  
 六四、七三  
 九  
 二二  
 四  
 四、四、五、五  
 八  
 一四  
 八三  
 三  
 一四〇  
 四、四  
 七、七  
 八六

銀札  
 金錢小貸會所  
 (御)金帳  
 金手形の取付  
 (御)金場  
 (御)金場渡し金  
 吟味掛  
 銀町白旗社  
 金利の引下(天保十三年)  
 金渡

一四  
 六四、九  
 三  
 一四  
 八三  
 一三  
 二九  
 六八  
 二六  
 三十一、三〇  
 四

空米切手「米切手をも見よ」  
 久貝因幡守正俊  
 公家階級  
 草高「表高に同じ」

九  
 三三  
 四  
 四  
 五〇

草創名主「名主を見よ」

公事方御定書

圖

久須美佐渡守祐高

久須美佐渡守祐明

久世丹後守廣民

被下地

國替

國貞

國質「質」を見よ

國芳

熊井理左衛門「名主理左衛門を見よ」

熊澤蕃山

熊野三山貸付

組合持

組頭

八〇  
 一五  
 三九、四〇、六二  
 三  
 六七  
 四六、五二  
 三五  
 三七  
 三二  
 五八  
 三四  
 三三  
 二六

庫倉

藏名前

藏米

一の入札

一の賣拂

一買持の期限

一一年の登高

藏米取

藏前

一の町名

藏前風

藏前御藏の棟數戸前數

藏前札差起立書

(御)藏前札差家業名題帳

(御)藏前馬鹿物語

(御)藏前昔語

三三  
 三、六六  
 六三  
 六五  
 九  
 四  
 四七、五三  
 四、六  
 八  
 三  
 四  
 八四、九  
 八  
 六  
 六  
 一五

(御)藏目付	六九	藏役	三三、三四
藏元	五三、六四	藏船	一四
藏物	四、五六、六三	藏宿	四
(御)藏奉行	五、四、三七	藏宿師	四
(御)藏札差名前書	一七〇	(御)藏役所	四七〇
(御)藏金場	一四〇	(御)藏手代	九
(御)藏庭出米番	一四	(御)藏御場所見廻組合割付	九、一〇、一七
(御)藏鑑札	一三	藏出し日限の短縮	三
藏出し	六八	繰綿延賣買株	三
藏出期限	一四	車屋久右衛門	三三
(御)藏米金の渡方	二六	車善七	三三
(御)藏庭米帳	一〇	鐵屋庄助	三三、五七、六〇
(御)藏庭出米建相場	一六	黒船町	四
藏敷「番賃」を見よ	一六	黒本	四
藏屋敷	二一、三三、六二	廻國修行	五、六、六四
一の數	七二	會所入銀	七三

會所守	六四、七〇	觀世鐵之丞	六五
廻船	八七	官稻出舉	一〇五
懷德書院	七三	郡代金	九
懷寶永代藏	四	ケ	
廻米會所「御廻米納會所に同じ	九	啓阿彌	六二
(御)廻米納會所	九	个庵言當	八〇
光雲寺祠堂銀	三七	教如上人	四一
廣大院	四三	業要集「扇谷定繼」をも見よ	七
火事場掛	六八	下知狀(嘉祿二年正月)	三五
火事役	六八	下駄屋お政	三九
過米切手「空米切手に同じ	六九	關所	六九
過書船	六〇	關所銀	八三
寛永札	二六	(御)家人	二六、四六
寛永上落	六六	獻金「上金に同じ	四九
勸化	三三	乾元大寶	三三
勸修寺中納言	四二		

現石	五〇一	交替寄合	五〇二
建國寺	六〇七	弘仁の格	三〇四
顯如上人	四九〇	高野山大徳院御修復料金	三〇七
源兵衛店重五郎	三六六	紅屋新右衛門家敷賣渡證文同切證文 <sup>七六〇</sup>	三〇〇
儉約	五三三	公用人	六六五
擧	二〇〇	高麗橋	七六六
小揚 <sup>テ</sup> 者	九二	公役	七〇九、七二九
公麻	二〇五	鴻池屋伊助	五五五
甲賀組	五〇二	鴻池屋庄兵衛	四六四
公義橋	二九六、七六六	鴻池屋新十郎	四四〇、四四七
公慶上人	六六九	鴻池屋善右衛門	四〇〇、四三〇、四三六、四四九、四五〇、四五五
公私要覽	六六六	子 <sup>テ</sup> 畜「奉公人」をも見よ	五〇〇
公澄法親王	二五二	小買物	六六九
公出 <sup>テ</sup> 擧	二〇二	估價法	二二二
		極印元	六六一
		極印役	六六七

石掛銀	七三三	小玉	六七〇
石高	五〇〇、六九〇	小玉屋權左衛門山口氏	二二四
石建米	八三三	古町名主	六七〇
石建賣買	八二	滑稽本	三〇七
國分寺	二〇五	小粒	六七〇
國分尼寺	二〇五	小傳馬町組	二二七
國役	三〇一	後藤縫殿助	二五二、二六二、二七二、二九二、三〇二、三一九
國役錢	三〇一	五人組	四六六、七六六、七八
小口	三〇九	小林藤之助	五三三
御公令謹身錄	三三九	小兵衛店吉兵衛	二四五
五公五民	五〇〇、六九〇	小間	五八八、六四五
庫倉	一三九、二〇七	小宮山綏介	二四四、五九四、四三〇、七三三
小僧	八三	米市場	八三三
乞食「野非人」に同じ		米方	一三七
戸籍寮の統計表	五〇三	米方掛名主「名主」をも見よ	六六五
小道具屋	二二六	米方年行司	七九五

米切手

米切手		
の形式	一三	天明二年十月の—
といへる名稱	二	天明二年十二月の—
賣買の手續	四	天明三年の—
賣買の起源	三	天明四年正月の—
通用範圍	二、六八	天明六七年
を得べき權利の賣買	八	米將軍
の質入	九	米春
米切手改仕法「後藤縫殿助」を も見よ	元一元	米仲買
米切手改仕法替令	三	米仲買の株
米切手改兼帶役「後藤縫殿助」を見よ	五	米直段の調節策
米切手改役	七	大阪町奉行の米價調節（天明四年）
米藏（幕府の）	八	米賣買帳
米相場	八〇	米屋太兵衛
安永年間の—	三	米屋喜兵衛
		米屋長兵衛
		米屋平右衛門

御免勸化  
御免富「富」をも見よ  
小屋頭  
子兩替「兩替」をも見よ

サ

座  
紗綾代銀請取證文  
在方長吏  
西國米  
齋藤庄兵衛  
材木薪炭問屋  
再餘内銀  
草茅危言  
相場會所  
雜賀屋忠七

御免勸化	二五	佐柄木忠次郎	六六
御免富「富」をも見よ	二五	棹銅	六七〇
小屋頭	六〇	堺	四八
子兩替「兩替」をも見よ	八七	堺屋伊兵衛（大角氏）	三三
		堺屋三九郎	三〇
		堺屋長右衛門	一〇
		榊原主計頭忠之	六八
		佐賀藏屋敷空米切手發行の暴露	三
	七四—七五	坂倉屋善右衛門（中村氏）	二七
	五九	坂倉屋嘉兵衛（中里氏）	一九
	三	坂倉屋作兵衛（中里氏）	一九
	一〇	坂倉屋七兵衛（松本氏）	二三
	三〇	坂倉屋治兵衛（渥美氏）	二八
	五	坂倉屋助次（渥美氏）	一七
	六六	坂倉屋清兵衛（坂井氏）	四
	三六	坂倉屋清兵衛（酒井氏）	二三
	三六		





志水久古家屋敷賣渡證文同帳切證文卷一七三	二〇一	一の札	二九
私出舉	二〇二	質屋の話	二六
下質	二〇四	質屋の研究	二六
下役「あるき」に同じ	四、五	質屋會所	二〇
市中取締掛	六	質屋大組	二七
市中取締掛名主「名主」をも見よ	六、七	質屋考	二六
市中取締類集	三	質屋小組	二七
市中取締並諸色調掛	六	質屋大行司	二二
七分五厘利	五	質屋仲間	二九—三〇、三九
質	二七	一の總人數	三三—三六
質卷地	二四	一の廢止	二〇
質札	八	一の再興	二九
質屋	三六、三三、三六	質屋仲間判形帳	三九—四〇
一の起原	一九、二〇	質屋仲間定書	四〇—四一
一の種類	一一	質屋名主	二七
一の簡板	一〇、一一	質屋惣代	四〇

質屋惣代料	二二	士農工商	四六
質屋其加金	一四	支配打銀	三三—三三
質物の利子(大寶令雜令にある)	二〇	支配人	五九
質物の利子(延喜式にある)	二四	芝口組	三〇
一(寶龜三一六)	二〇	慈悲役	二七
一(鎌倉時代)	二五	紙幣	八
一(室町時代)	二三	子母	六〇
一(天保十三年)	二五—二四、二六	(御鹽噲)	六九
一(天保十四年)	二六	資本帳「奥内帳」に同じ	一四
質物の種類(寶龜三一六)	二九	島喜一郎	五〇
一(室町時代)	二三	島田越前守直時	六三
質物利子の引下	三九、四一、四二、四三、四五	島田帶刀	五三
質屋附質商	二七	仕舞相場	五三
質屋に關する調査	二六	享保十二年十二月の—	一三
緇徒	二〇	享保十五年の—	一三
私稻出舉の禁	二〇	天明四年十二月の—	三五

安永元年十月の―

文化七年の―

文化十一年の―

清水家御合力米

占賣占買

下野屋十右衛門(松本氏)

下野屋鐵吉(増淵氏)

常安橋

貞永式目

城下町

城郭

松琴隨筆

將軍の直轄領

小檢使

商事慣例集

定世話掛

三	城代	六二
天	庄内屋久兵衛	四
四	證如上人	四〇
四	上納金	八七
二天	庄兵衛店常吉	三六
二〇	正寶錄	二九
二〇	正本製十二篇	三五〇
八〇九	正米圍	天、四〇、三五
二八、三六	正米切手	一四
哭八	正米賣買	八二
哭六	定廻	三五
哭四	小名	四七
哭七	條目(株仲間の)	五三
哭七	青蓮院宮祠堂金	三七
哭二	寫經生	二八
哭二	借錢解	二八

借家人

裏借家人

表借家人

社會階級(徳川時代の)

社會

奢侈

洒落本

十一屋善八(大谷氏)

祝儀銀

重契

宗旨改帳 [宗旨人別帳に同じ]

宗旨請狀

宗旨組合

宗旨手形

宗旨人別帳

宿所

索引

哭	壽松院門前	八
哭	出息	一〇〇
哭	出役	六〇九、六九〇
哭天	十人組(大阪町内の)	四六
哭六	十人組	七九
哭六	十人兩替	八二五
哭四	十八大通	六
八四、二三	首尾松	四六、九三
七三	順慶町四丁目水帳奥書	七三、七五
三三	順立物	五三
哭一、七〇	順禮	五六、五四
哭一、七〇	書記役	二八八
七六	職人の手間賃	三五
七六、七六、七九	職場	六〇三
七六	職場運上銀 [職場年貢銀に同じ]	六〇三
一五	職場年貢銀	六〇三

諸色調掛名主	諸色掛名主に同じ	八四、七〇、三六	新規髮結床惣代願人	二八	三六
諸色調類集			新宮涼庭		五二、八〇三
諸色直段引下令		三五	人口統計		八〇六
諸色掛名主「名主」をも見よ		六三、六五	人口の減少		五三
諸問屋再興調		二五〇	新古米買替		元
書物問屋		二〇九	神官		四六
所領賣買の制限		三六	心齋橋		七六
白子屋勘七		三〇〇	新材木町杉ノ森稻荷		七六
調役		六八	人身の賣買質入		二八五
調役並		六八	薪炭屋株		三三
調役並出役		六八	眞餘座		三三
調役並勤方		六八	新旅籠町		三三
印頭町		三四	甚八		四
印遠		三四	新堀端		一〇九
印遠合番		二天	眞本萬金方		六八
代物替		五二〇	新見伊賀守正路		六八

新吉原組	二七	鈴木市郎右衛門	六六
新兩替「兩替を見よ	八七	鈴木重兵衛	一〇九
親類並	五九	捨株	三三
		捨子	三六
		諏訪美濃守頼篤	四九
		諏訪町	四九
		炭屋彦五郎	四三
		住友甚兵衛	五〇
		駿河臺	五〇
		七	
		清右衛門	七三
		生活難	五八
		正事集	九四、六五
		清七店三右衛門	二九
		正税	一〇四
出學	一〇〇、一〇五		
出學錢解	一九		
吹塵録	五三、五九、四二、四七		
杉、森稻荷(三州妙心寺)	二六五		
杉、森稻荷(永川明神)	二六五		
杉、森稻荷	二六五		
杉本茂十郎	八四〇		
素銀	八二		
助手代	九二、一〇〇		
助成地	六七		
助成料	五		

關根一郎	六四	泉涌寺祠堂銀	三〇
錢相場	八六		
錢の鑄造	二〇八		
錢兩替「兩替」をも見よ	八五	惣會所	六四
世話掛	六九	惣會所の職制	六四—七〇
世話掛名主「名主」を見よ	六〇、六五	増修改正攝州大坂地圖	六三
世話掛並	六二	宗十郎頭巾	三四
芹川六兵衛	一〇三	増上寺御手當富	二六三
錢財	二〇七	惣年寄	六九五—七〇
善三郎(深川の)	六〇	—の職務	六九—六九
千人同心(八王寺の)	四五	絲割符惣年寄	六九
船場	一〇一、一〇二、六二	惣代	六四七—七〇
仙波太郎兵衛	八二、一〇一、一〇二	惣代部屋諸入用	七二
先納切手	四	惣元帳	一四
専念寺	六七	惣札差株帳(安永七年)	八
撰要集	一六	僧侶	四六

惣錄山勢檢校	五〇	大修多羅供錢	二〇六
添田一郎次	五二、五七、五三	大盡金	八三
曾我丹波守古祐	六三	大成武鑑	九
息	一〇〇	對談方	七一
曾根崎川	六九、七三	對談人	一七
染谷次助	一〇一	第付	二九
		臺所場	六四
夕		大寶令	一九
大圓寺門前	六	—の獄令	一〇二
代銀納	三五	—雜令	一〇〇
大工市兵衛	五五、五六、五八	臺箱	三三
代官	六八	大福富突始	二八二
(御代官御代付金)	四六	大福帳「惣元帳」に同じ	一四
(御代官扶持)	四	大佛島	六九
大檢使	二七	大名	四七
大護院門前	八	—の家數	四九—五〇

一の石高	五〇	太政官達	四
一の財政	七九、七九	太政官符	二五
一の借金	七九	太政官の達	七九七
大名貸	五二、八〇、八九	墮胎	五五
大名小路	五五	敵役	六〇
大名屋敷	五五	立合支配	六三
道頓堀川	四九、五二	立入(町人)	四九、五三、七九、八二、八五
高木作左衛門	五三	館市右衛門	三九、五二
高原溜掛	六九	建物	五九
高橋市右衛門	二〇	建物米	八三
高木丘山	三六	店賃	五七
高山彦右衛門	五〇	店連判	六三
(御)竹藏	七	谷村榮五郎	五七
竹田頭巾	四	田沼時代	六、二四五
風に関する取締	三	田沼主殿頭意次	五、六、三九四
太宰春臺	三五	種金	二七三、三六、八四

頼母子	八六	段落	七
玉箱	一元	彈右衛門	五、六、天一、天三、天九、五九
玉場玉入	三元、一五	彈左衛門の意見書	五八
玉觸	一四	彈左衛門の生計	五九、一六四
玉落手形	一五	彈左衛門支配範圍の長吏非人の家數	六〇、一六〇
玉入れ	三元、一元	小屋數	二九二
玉場の席圖	三元	男子の結髮	子
玉組	三元	地方	六六
爲永春水	四	地方掛	六八
樽吉五郎	六七	地方取	七
樽藤左衛門	六九	地方役年鑑	六五
樽船	七〇	直勤願	六九
樽屋(樽氏)	七〇	直差	五〇、五九
樽屋與左衛門	七〇	直差差止の願	五
「誰ヶ袖」	七〇		
依向	七〇		



勤越	六三	手形轉賣の公許	三
津國屋小右衛門	七三	(御手形持	一四
坪割	七三	出米切「空米切手」に同じ	
積登石數	四	手先	六九
釣鐘屋敷	六七、七三	手代	一三
鶴ヶ岡八幡宮	六	手代給	六四
テ		手錠前	八〇
定期米賣買	八〇	(御手附	六八
定行司	五	鐵座	三
帝王編年紀	三三	(御手傳	五〇
出入人別	五三、六三	丁稚	八三
調達切手「空米切手」に同じ		出床	三〇
出稼	五	手旗信號	八四
出稼人	五三、五四	手札	六八
(御手形押切	一四	手札料	六八
		出米	九

寺々五人組判形帳	七六	天文原	九
寺西藏太	五三、五二、四八	天王寺	六七
手業場	五六、五七	天王寺屋五兵衛	八五
手業場見張番所	五六	天王寺屋忠次郎	四三
傳書鳩	八四	天王町	八
天神橋	五	天王町組	五、五
天滿	六三	ト	
天保度御改正諸事留	二九	土井大炊頭利位	八〇
天保改革	三三、三六、四〇	土一揆	三六
天保新政錄	五九	東湖隨筆	三六
天保撰要類集	四五	東西御役所宛附人足貨	七〇
天滿組	六〇	銅座掛	六九
天滿質屋株	八三	銅座物掛	六九
天滿橋詰	四	動産質	三〇
天滿堀川	四九、六三	堂島川	六八
天文方	三九		



堂島の米市場	八〇五、八〇八—八一四	德川慶喜	四七四、六六
同心	六九、六五	德川禁令考	六六
同心頭	六八	德川廣忠	四八三
同心支配	六七	德川吉宗	五、八〇六
盜賊掛	六八	獨身生活	五三
盜賊吟味役	六七	德政一揆	二六
盜賊捕方	六九	德川時代の人口	五元—五〇
藤堂家	六四	德川時代の社會階級	四六
東條八太夫	三三	德政令(永仁五年)	三七
銅吹屋仲間	六〇	獨判	七六
遠山左衛門尉景元	二九、三三、三三、三六、五八、五〇	十組問屋	三五
十川築地代銀	四八、五一、五二、五九、五二、五五、五三	十組問屋取結書	三五
時廻	三三	十組問屋の解放	三四
德川家齊	六九	床	二九
德川家光	六八	床持	七
		所替	四九

所質	三七	興行の木札	二六、二八
土藏	三三	興行の流行	二二
土倉	一六、二七、三三、三五、三六	興行差止	二九
土佐座	四九	興行の檢使	二七
土佐堀川	四九、五二	興行の人員	二八
都市の發達	四八	「富の話」	二七
豊嶋屋伊兵衛	四五	富箱	二七
十節	一九、三四	「富箱振」	二八
富	三三	東福寺の富興行	二五
興行の起原	二六	仁和寺宮の富興行	二四
興行の有様	二六	富札取次販賣所	二七
興行の出願	二四	「富宮筒」	二二
興行の褒美金	二七—二八	「富札買様秘傳」	二二
興行の仕法書	三四	留場	六五
興行の場所	二二	豊臣秀吉	四九
興行の口數	二二、二〇	鳥居甲斐守忠輝	二四、四九、五〇、五八、五五、五五、五五、三二

索引

三九

取付

問屋沿革小誌

問屋仲間解放の理由

ナ

内藤紀伊守信正

内藤佐兵衛

内藤隼人正矩佳

中善右衛門

中井竹山

永井能登守尙徳

永岡勝左衛門(永岡氏)

仲仕

中嶋嘉右衛門

中田彌四郎家屋敷賣渡證文同帳切證文

九

三三

三五

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

三三

四〇

長濱屋妙善家敷賣渡證文同帳切證文

三〇—三三

中ノ口

中ノ口會所

中野五郎兵衛

中之島

中ノ島上鼻

中橋組

長堀川

長堀橋

仲間印鑑帳

中村格太郎

中村組

中村屋平右衛門

夏目義兵衛

夏目成美

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

三〇

「浪華の風」

名主

一の起原

一の員數

一の種類

一の職務

一の役科

一の待遇

一の組合持

一の掛役

一の番組別

一の役の賣買

一の褒貶黜陟

一の世襲

一の支配

一の退役及繼承の手續

三五

三九

三五

三五—三七

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

三六—三九

索引

米方掛名主

門前名主

見立名主

草分名主

平名主

諸色調掛名主「諸色掛名主に同じ

市中取締掛名主

世話掛名主

髮結掛名主

繪草紙掛名主

人別掛名主

質屋名主

名主伊十郎

名主一太郎

名主市郎右衛門(鈴木)

名主伊兵衛

三五

三七

三九

三六、三六

三七

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

三六、三六

四一

名主源七	四七	名主平十郎	四八
名主源太郎	四七	名主平四郎	四八
名主三郎右衛門	四七	名主兵庫	四八
名主三九郎(石塚)	三六、四八	名主孫右衛門	四八
名主三十郎	五〇	名主孫兵衛(濱)	一七〇、一七三
名主惣左衛門	四八	名主又次郎(永井氏)	一七〇
名主惣次郎	四八	名主茂左衛門	四九
名主佐左衛門	四八	名主雄左衛門	三三、三六、三六
名主佐兵衛	四八	名主理左衛門熊井氏	三六、四八
名主善三郎	四八	名主役科書上	四九
名主太郎右衛門	四八	鍋島内匠頭直孝	三二、四九、五二、六三、六九
名主定次郎	四八	並合	八〇
名主徳三郎	四八	並手代	一四〇
名主八右衛門	四八	並便	八三
名主文左衛門	四三、四四	納屋米	四二、四四
名主兵藏	四三	納屋物	五二、五三

奈良時代の經師等の生活

奈良屋館氏	六二	二十四組江戸積問屋仲間名乗り	六六
奈良屋市右衛門	五三、六六	二十兩一分	五一
成瀬九郎左衛門	四七	日光	四六
難波新地	六七	日光東叡兩山御救富	二六三
難波橋	七五	新田部宿入加	二九
難波丸	六六	偽紫田舎源氏	三五〇
南北小口年番	六〇	庭田大納言	四二
		庭拂 <small>テマク</small>	四
		庭番	一五
		入札請取善請 <small>の</small>	五〇九
錦繪	三三	(御)入用橋	二六
西高津新地	六七	日本橋	七五
西久保八幡	六四	日本橋組	一三七
西丸延焼	四三	人情本	四七
西村屋喜右衛門	四	人足賃	三五五
西横堀川	四四、六二	人足寄物	五四

仁德天皇社	二六、三三	年行事	四四
仁和寺宮の富仕法	二七七	年番掛	六三
人別	六三—六三		
人別帳	五七—五七、六三		
人別改令	五六一—五四、六一、六三	農村荒廢	四二、四四
人別掛	五六、六五	農人橋	七六
人別調書類	五五	野田橋	七六
人別改取調方	五六	野中屋惠左衛門後藤氏	二四
又		野非人	五五、六一
拔ケ商	八四	—取締	五五
示		信長記	四九
根來組	五〇	野村彦右衛門	五三、五三、五〇
根津神社	二六五	野里	六五
年紀沽却地	二四	乘田屋藤左衛門野本氏	二四
		乘田屋藤兵衛堀口氏	二五

八

梅園奇賞	六五	旅籠町一、二丁目	四
梅花香二王門日	七三	秦時貞の借用狀	三三
拜参日	六七	旗本御家人	四七
拜領地	三三	蜂須賀至鎮	六三
法曹至要抄	八三	八品商組合仲間設立許可	二六
坊主	二五	八品商人の名前帳	二四
坊主切手	四八	八幡宮(生玉の)	二六
博多	七五	初鹿野河内守信興	二、三
袴摺料	二六	初相場	八〇
幕府慶米支給手續	三六	初剃	三〇
箔屋町貸付所	三六	花富に於ける)	二九
羽倉外記則(簡堂)	三六、三九、四元、八元	花田屋武兵衛	三〇
馬喰町御用屋敷貸付金	九、四〇	濱方仲買	三〇
端書	二一	端米	二〇
		端米代帳	二四

林金五郎	五三	播磨屋九郎助	三六
原田備中守直政	四九	播磨屋作兵衛	三六
拂米	四	播磨屋仁三郎	六九〇
―場所	四	春銀	一〇
―の看板	四	(御)番方見習	六七
―入札の仕法	四	番切	七四
―入札の雛形	五	萬治札	二九六
―の開札	五	番頭	五九
―落札者の數銀	四	番貨	九
―落札代銀の納入	四	番堀	四
―の落札者	六		
―の差紙	六		
拂米切手	一四	干鯛の切手	八五
(御)張紙	四七、二六	菱垣船「菱垣廻船に同じ	五二六、八七
張紙直段	四	菱垣廻船	八〇
張出書役	二六八	菱垣廻船積仲間十組問屋	

菱垣廻船積問屋	三二	火焚所	三二
東横堀川	四四、六二、七三	肥田豊後守頼常	三七
引取小屋	七三	筆工	七二
飛脚	五二、八〇	筆墨料	六四
飛脚問屋	八〇	人柄見	七四
火消方人足賃	七三、七六	非御家人	三六
火消制度	七三	日濟	八五
火消年番町	七四	火繩直段	八二
火消組合	七八	非人	四六、六〇
火消役	六七	非人頭	五六、六〇
肥後米	八三	非人頭千代松	五五
膝栗毛	二七、二八	非人頭千代松手代詰所	五八
備前島橋	七六	非人兼吉	六〇
日錢の質物	三七	非人小屋「非人寄場」に同じ	
肥前藩	五七	非人寅吉	
備前屋長八井田氏	二四	非人番「垣戸番」に同じ	六〇

非人寄場	六三	歩一稅	七一
火の用心	二四	風俗取締掛	三五
日野屋吉左衛門中井氏	〇	深川本所組	一三七
日廻	四六	福井町	八
百姓	七九	福田屋七郎左衛門	一〇四
百姓一揆	七〇	福田所左衛門	四〇、四九
拍子木番	七〇	福昌院	九
平岡文次郎	五三	福德稻荷社	二八四
平小揚	九	福富「富」を見よ	三三
平名主	六七	福富町	四六
平野屋五兵衛	八五	不景氣風	四三
錆付	六九	武家出の町人	六〇七
廣重	三五	武家地	六二七
廣島藏	八三	府財棄捐	四三
髮鹽	三三		

フ

幕府時代の武士員數	五〇三	—の名前帳	五八
武家政治	四九	—の株數	四
武士	四六	—の組織	五
—の町人根性	八〇三	—の株料	七
—と町人の貸借關係	五五	—の町組別	九
札差	八六、三九	—の組合付	一七
—の人名	六	—の條目帳	九一、九
—の職務	四七、二九	—の解放	七五—七五、一〇一
—の軒數	四	—の再興	八三
—の苗子	一〇七	—に關する參考書	八四
—の收得	一四	札差と藏米取との關係	四九
—の資格	五	札差考	四九
—の業務經營	二五	札差行司	五〇
—の帳簿	一四	—の職分	一三
札差仲間		札差行司詰所	三
—の許可申渡	四、四	札差業務聯系分擔之圖解	二九
索引			

札差業務所及關聯所地圖  
 札差業要集  
 札差業務帳簿例  
 札差貸金仕法書  
 札差會所  
 札差御免願  
 札差古文書  
 札差事略  
 札差借用證文の例  
 札差證文の例  
 札差證文雛形  
 札差世話役  
 札差當番  
 札差仲間株書願  
 惣札差共組合名前  
 札差料

六 札且那  
 四 藤井庄兵衛  
 一四 藤田東湖  
 八 伏見組  
 三 伏見堀川  
 三 伏見屋四郎兵衛  
 一五 普請掛  
 四 普請仕様入用帳  
 一五 普代子寄  
 一五 扶持  
 一五 扶持米  
 一〇 御扶持方通  
 一〇 御扶持方帳  
 八 物價書上  
 八 佛僧と人口  
 五 御府内

五〇  
 五〇、一四  
 一〇八  
 八四三  
 六六〇  
 六七四  
 五二〇  
 六八九  
 五八  
 五〇〇  
 五〇三  
 四七  
 一四七  
 三七五  
 五三—五三六  
 五六九、六六

(御府内の人口  
 (御府内備考  
 鮎賣仲間  
 船床銀  
 船底頭巾  
 振出手形  
 古着買  
 古着屋  
 古着屋總代  
 古鐵屋  
 古鐵買  
 古道具屋  
 古床新床の軋轢  
 振舞料  
 (御觸書集覽  
 觸出し

觸出帳  
 (御觸承知印形帳  
 (御觸及口達大阪市史  
 文永弘安の外寇  
 文恭院  
 文化撰要目錄  
 分家  
 平右衛門町  
 米穀賣買出世車圖式  
 兵農の區別  
 べか車  
 別家  
 別手組  
 逸見一太郎

五一  
 一四九  
 七九  
 四六  
 三七  
 四六  
 四六  
 五八  
 四六、八八  
 一五  
 四二—四九九  
 七〇、七七  
 二六五、五八  
 六八  
 三九、四〇、四九

辨宗

木

奉行人  
封建制度  
北國米  
細谷太七「和泉屋太七」を見よ  
保内の人  
保人  
本當  
本郷組  
本掛  
凡下  
本願寺の分離  
本佐錄  
本芝組

二〇六 本錢返地同屋  
本庄多三郎  
本所堅川組  
本所の御藏  
本朝畫圖品目  
本多佐渡守正信  
本札  
本町橋  
本役  
本兩替「兩替」をも見よ  
マ  
任せ注文  
(御賄方御入用  
卷「卷控」に同じ  
卷控

五二  
二四  
一〇三  
一三七  
八  
六五  
四九  
二八  
七六  
六七  
八五  
八元  
四

六五、七七、七一、七三

卷納

牧野大隅守成賢  
牧野駿河守成綱  
間口割  
増支配  
升屋小右衛門  
又袖  
又宿  
間違米  
町抱  
町方廻同心  
町會所  
町會所年番  
町會所の職制  
町年寄(江戸)  
町年寄(江戸)

七六  
天、四七  
天三  
七三、七五  
六三  
五五  
二九  
一四  
八三  
七七  
七一  
七三  
六五  
七三、七六  
六九、七三、七六  
七九、七五

町年寄の職務(大阪)  
町地  
町並地  
町橋  
町奉行(江戸)  
町奉行所の職制(大阪)  
町屋伊左衛門  
町役  
松右衛門(品川の)  
松坂三郎左衛門  
松坂屋市右衛門(和田氏)  
松平大隅守信敏  
松平越中守定信(樂翁)  
松平下總守忠明  
松村銚之允  
松村源六

六四  
六七  
六七  
七五  
六九  
六二、六四  
三三  
七〇、七四、七七  
六〇  
一〇、一一  
四〇  
一〇、一一  
六七一  
六  
六六

索引

五三



松村忠四郎の留書  
 松本幸彦  
 松本屋庄右衛門  
 松屋佐吉(飯塚氏)  
 松屋佐吉の證文寫帳  
 松屋傳之助(飯塚氏)  
 松山藩  
 松浦榮之助  
 曲淵甲斐守景漸  
 廻し  
 廻り場所  
 まびく  
 丸子人主の借錢解  
 萬石以下の大名

三河物語

三河屋清兵衛(渥美氏)	五四	三三
未刊隨筆百種中の業要集		二四
晦日錢	一〇三	三九
見立名主	一〇〇・一一九	四一
御靈社(津村の)	一五	二六
三田村鳶魚氏	二九	一七
三井高房	六四	五七
三津寺の戰	三三	四一
三井八郎右衛門	六	四七
水方	二九	八二・八九
水帳	三〇三	七五
水野若狹守忠一	五五	四〇
水野越前守忠邦	二〇八	
水野出羽守忠成	四四	六九

水野和泉守忠之  
 水彈人足  
 (御水門番)  
 三谷三九郎  
 南組  
 南米屋町八朔禮銀覺  
 南堀川  
 南町奉行所  
 南兩替「兩替」をも見よ  
 南山御殿神明  
 三橋會所  
 見守番  
 身振色品  
 三村清左衛門  
 妙法院御抱大佛修復料金  
 冥加金銀

索引

名代	五	六四
名目金銀	七五	一〇七・一七三・三三〇・八四
名目金貸付證文	一〇	三九
宮地	一〇三	三六
宮地跡方貸付金	六〇	三四
三好町	七六・七九	八
向依	四九	六九
向依「依向」を見よ	八五	
無敷返米人	二六四	八
無宿「野非人」に同じ	八四	
無宿「非人小屋」に同じ	三三	
無宿「非人小屋」に同じ	八四	
武藏屋岩太郎	一〇三	一〇
武藏屋茂兵治(門松氏)	三七	二二
無盡	三五	八六



大和屋與兵衛吉田氏

山本大膳

家守

家守代判人

天殺

末期養子

養子に關する法命

養子の制

遺來兩替屋「兩替屋を見よ」

ユ

湯屋仲間

湯島天神

ヨ

寄敷

(御用掛

二四

御用聞

五八

五九

(御用金

三六五、四九八、四六六—八四六

一の仕法

八五〇

一の回数

四〇〇

一の年賦納

三九六

一の請書

三九二、四〇四

一の打切

四〇三

一の請高

四〇四

寶曆度の—

三九四

天明度の—

三九四

文化兩度の—

四六、四三三

天保十四年の— 三九七、四三三、四三〇、四二七—四六六、四六一—

四三九、四一、四〇八、四〇六—四三九、八四七—八五二

嘉永度の—

八五二

萬延度の—

四〇七

慶應度の—

四二二

御用金之控

御用金控帳

(御用所掛

(御用達

(御用人足賃

(御用宿餘内銀

預金

吉岡榮之助

吉田屋喜兵衛

吉田屋七兵衛(加藤氏)

芳虎

寄場

寄場行方源兵衛

寄場人足

寄場奉行

四ツ谷組

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

五七

五八

五九

六〇

淀屋辰五郎

八〇九

淀川の改修

六七

淀屋橋南詰

八〇九

餘内銀

七九

夜番

七九

與力

六九、六五

ラ

老分

五九、八〇

(御老中(札差業務に於ける)

二七

リ

利倉屋七兵衛

一〇四

利倉屋庄右衛門(酒井氏)

一一二

利倉屋善兵衛

一〇四

利敷

九

吏徴	六〇	臨時廻	三一
兩替潰	四二		
兩替屋	八五—八六	ル	
—の貸出	八九	(お)留守居	八〇
親兩替	八七		
子兩替	八五	レ	
南兩替	八五	靈岸島組	三七
錢兩替	八五	靈源寺祠堂銀	三七
本兩替	八五	禮物	五九
入替兩替屋	一〇	令(大寶元年)	一三
遺來兩替屋	三	令義解	一〇〇
兩替屋役金命	二天、三	烈公	五〇一
兩袖	二六三	速如上人	四九
兩國回向院	二六	録	一〇一
龍海院の御免富	二六		
柳亭種彦	三〇		

六齋	八五	渡り方	三九
祿高名簿	一三	割札	三九、六八
六部	五六、五四		
牢屋鍵役	六九		
牢屋敷取締掛	六九		
牢屋敷詰合掛	六九		
牢扶持	六九		

ワ

賄賂	五九		
若者	七二		
若松屋利右衛門一件	九、一〇五		
脇坂中務大輔安董	二五		
和光寺(堀江)	二六、三三		
和助店久藏	三七		
和田市右衛門	二八		

昭和三年十一月十日印刷  
昭和三年十一月二十日發行

第一刷五〇〇部  
定價金拾圓

幸田

著者 幸田 成 友

發行者 東京市麻布區本村町十八番地  
中 島 斗 作

印刷者 東京市芝區愛宕町三丁目二番地  
牛 丸 勝 三 郎

發行所 東京市麻布區本村町十八番地  
振替東京六四九五二番 大岡山書店

東京印刷株式會社發行

21  
S21

柳

小金井良精著	人類學研究	菊判 六〇一頁 定價 五、五〇
長谷部言人著	先史學研究	菊判 六五一頁 定價 六、五〇
高橋健自著	日本原始繪畫	菊判 二〇四頁 定價 三、八〇
梅原末治著	銅鐸の研究	四六倍判 二冊 定價 三〇、〇〇
栗田寬纂註	標註古風土記	近刊
栗田寬纂訂	古風土記逸文	四六判 三八〇頁 定價 三、五〇
後藤藏四郎著	出雲風土記考證	四六判 四二四頁 定價 三、二〇

東京市麻布區本町八十八番  
大岡山書店 振替口座東京  
六四九番二五

終